

令和5年度

米沢市下水道

米沢市上下水道部

(注)各資料の表中、端数処理のため各科目の内訳の数値と合計が合わない場合があります。

目 次

1. 米 沢 市 の 概 要	1
2. 下水道事業の沿革	2
(1) 下水道事業の沿革	2
(2) 法手続の経緯	5
3. 計 画 の 概 要	9
(1) 公共下水道事業整備計画	9
(2) 管渠施設及び処理施設等	11
(3) 農業集落排水事業整備計画	13
米沢市生活排水計画図	14
4. 下水道の整備状況	15
(1) 管渠整備延長（米沢処理区・汚水）	15
(2) 事業別整備延長（米沢処理区・汚水）	17
(3) 雨水管渠整備延長（米沢処理区）	18
(4) 主要処理施設・機器設備	19
(5) 下水道事業費内訳	20
(6) 私道枝線対策	26
5. 普及状況と支援策	27
(1) 公共下水道の面整備状況	27
(2) 排水設備確認申請の推移	28
(3) 融資あっせん和利子補給制度	28
(4) 普及促進補助金	30
(5) 「広報よねざわ」及び「よねざわ上下水道だより」等によるPR	31
6. 水 質 規 制	32
(1) 特定事業場	32
(2) 除害施設の設置が義務付けられる事業場	34
(3) 監視と管理	34
7. 下水道事業の推移	35
(1) 業務量の推移	35
(2) 使用料単価及び汚水処理原価	41
8. 使用料・受益者負担金及び分担金	42
(1) 下水道使用料・農業集落排水使用料	42
(2) 受益者負担金及び分担金	43
(3) 分担金	44
9. 財 政 状 況（令和4年度決算）	45
(1) 令和4年度事業概況	45
(2) 予算決算対照表	46
(3) 損益及び資本的収支比較	47
(4) 費用構成	52
(5) 貸借対照表	53
(6) 経営分析表	54
10. 浄化槽設置整備事業の沿革	55
11. 上下水道部組織と各担当の業務内容	56

1. 米沢市の概要

本市は山形県の最南端に位置し、北は高畠町と川西町に、西は飯豊町に、東と南は福島県に接しており、奥羽山脈、国立公園の吾妻、飯豊の美しい山なみに抱かれた'地勢である。そして、山形県の母なる川「最上川」の源流である松川をはじめとする河川と、小野川などの特色ある温泉が散在し、豊かな自然環境の中に存している。

また、本市は伊達政宗生誕の地、さらに上杉の城下町として豊富な史跡を有している。文治5年（1189）、長井庄の地頭大江時広が米沢に城を築いたといわれ、約190年統治した。その後伊達氏約210年、蒲生氏約10年、上杉氏約270年の統治であった。明治2年7月米沢県、同11月置賜県、明治9年山形県に合併している。

明治22年4月1日に市制を施行、当時の市域は18.48平方km、人口30,234人で、200余年の伝統を持つ米沢織の産業都市として発展してきた。昭和28年から30年までに周辺10か村を合併し、その結果市域も東西32.1km、南北28.2km、総面積548.51平方kmとなり、令和元年度に市制施行130周年を迎え現在に至っている。

人口は、国勢調査において昭和35年の人口をピークに昭和50年までは減少傾向にあったが、昭和50年から平成7年までは一貫して増加してきた。しかし、平成12年には再び減少に転じ、令和2年の国勢調査人口は81,252人となり、平成27年と比較して約4,700人減少した。

本市の産業は、以前は農業と米沢織物が中心であったが、昭和30年代から行った企業誘致等により電気機械製造業が隆盛となった。昭和53年には、わが国最初の中核工業団地である「米沢八幡原中核工業団地」、平成12年からは「米沢オフィス・アルカディア団地」の分譲を開始し、繊維産業から情報通信関連を中心とする精密加工産業に転換してきた。この結果、現在では製造品出荷額等が県内1位であり、東北有数の工業都市となっている。研究開発機能の集積を図るとともに、山形大学工学部で開発が進む有機エレクトロニクス分野や先端技術研究を生かした産学官連携による新産業創出にも取り組んでいる。

また、本市には、山形大学工学部、山形県立米沢女子短期大学、山形県立米沢栄養大学の3つの高等教育機関があり、これらの機能を活用した学園都市づくりを行っている。

交通面では、平成29年11月に東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC間）が開通、福島市から米沢市間が約20分短縮されるとともに、平成9年に供用開始している一般有料道路米沢南陽道路8.8kmと接続され、この区間も東北中央自動車道に改称された。

2. 下水道事業の沿革

(1) 下水道事業の沿革

① 公共下水道事業

本市の下水道事業は、第四次米沢市建設振興計画の中で緊急課題として取り上げられ、昭和45年度から48年度までの4か年にわたり、用途区域を対象に計画面積1,779ha、計画人口82,000人の「基本計画」を策定した。引き続き昭和48年から49年にかけて、整備優先度の高い中部地区を対象に計画面積604ha、計画人口36,000人の「事業計画」を策定し、公共下水道事業計画の認可を昭和50年1月20日に受け、10か年の継続事業として着手したのが始まりである。

さらに、米沢市八幡原中核工業団地及び米沢市桑山住宅団地の下水道整備については、団地関連公共施設の一つとして特定公共下水道事業で実施することとし、昭和50年に計画面積683ha、計画人口7,700人の「基本計画」及び「事業計画」を策定した。昭和51年2月27日には、公共下水道事業に特定公共下水道事業を追加する公共下水道事業計画の変更認可を受け、特定公共下水道にも着手した。

昭和61年3月17日に八幡原処理系統が、昭和63年10月1日に米沢処理系統が供用開始し、その後、西部地区、北部地区の一部へと計画区域を拡大した。さらに平成10年12月には米沢駅を中心とする東部第1期地区、平成17年3月には通町及び東大通方面を東部第2期地区として、区域拡大による事業計画の変更認可を受け整備を進めた。

平成22年度には、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、全体計画区域の見直しを行い、既成市街地の東部、中部、西部、北部、八幡原地区及びその周辺集落を合わせた2,334haに縮小し、平成27年度に行った「米沢市生活排水処理基本計画」の見直しに伴い、平成28年度には全体計画区域を2,321.8haとした。

また、令和2年度に行った「米沢市生活排水処理基本計画」の改定と併せ、令和4年度に全体計画区域を2,311.5haに縮小すると共に、「し尿処理施設」（米沢クリーンセンター・南陽クリーンセンター）の統廃合により、し尿及び浄化槽汚泥を米沢浄水管理センターで処理することとしたため、「全体計画」及び「事業計画」に「し尿受入施設」を位置付けた。

現在、全体計画区域のうち、既成市街地及び周辺集落を含めた2,248.2haの事業計画を策定し、主に要望路線の管渠整備と併せ、平成28年度に策定した「米沢市ストックマネジメント計画」に基づき、米沢市浄水管理センター及び上新田中継ポンプ場の改築工事を実施している。

また、し尿受入施設においては、令和7年度からの供用開始に向けて、令和3年度に基本計画を策定し、令和4年度から実施設計と併せ建設工事を実施している。

下水道事業費特別会計及び農業集落排水事業費特別会計について、平成31年4月から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行した。

[沿革]

昭和45年度	公共下水道基本計画立案に着手（昭和48年度完了）
昭和48年度	公共下水道事業計画立案に着手（昭和49年度完了）
昭和49年度	公共下水道事業計画の認可 公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和55年度完了）
昭和50年度	特定公共下水道基本計画及び事業計画策定 特定公共下水道を追加する事業計画の変更認可 特定公共下水道米沢浄水管理センター用地取得に着手（昭和51年度完了）
昭和51年度	特定公共下水道污水管布設工事に着手
昭和54年度	米沢市八幡原中核工業団地污水暫定放流開始
昭和56年度	公共下水道中部地区污水管布設工事に着手 最上川水管橋建設工事に着手（県企業局との合併施工、昭和57年度完了）
昭和57年度	処理施設の配置等を変更する事業計画の変更認可 米沢浄水管理センター建設工事（第1期）に着手（昭和61年度完了）
昭和58年度	上新田中継ポンプ場用地取得
昭和59年度	予定処理区域〔八幡原地区〕を縮小する事業計画の変更認可 上新田中継ポンプ場建設工事（第1期）に着手（昭和60年度完了） 米沢浄水管理センター排水樋門新設工事を建設省に委託
昭和60年度	特定公共下水道供用及び処理開始（61年3/17）
昭和61年度	米沢浄水管理センター建設工事（第2期）に着手（平成元年度完了） 特定公共下水道協議会発足（6/5）
昭和62年度	予定処理区域〔八幡原地区縮小、北部地区拡大〕を縮小する事業計画の変更認可
昭和63年度	公共下水道供用及び処理開始〔中部地区〕（63年10/1） 公共下水道北部地区污水管布設工事に着手
平成2年度	予定処理区域〔西部地区等〕を拡大する事業計画の変更認可 公共下水道西部・八幡原地区污水管布設工事に着手
平成3年度	公共下水道供用及び処理開始〔西部地区〕（4年3/31）
平成4年度	特定公共下水道を公共下水道に認可替えする（8/20） 特定公共下水道協議会を八幡原下水道協議会に名称変更（9/22）
平成6年度	予定処理区域〔西部地区・塩井地区〕を拡大する事業計画の変更認可
平成8年度	予定処理区域〔八幡原地区44ha〕を拡大する事業計画の変更認可（10/30）
平成10年度	予定処理区域〔東部地区298ha〕を拡大する事業計画の変更認可（12/4）
平成12年度	東部地区幹線管渠及び中田町中継ポンプ場建設工事に着手
平成14年度	中田町中継ポンプ場完成、東部地区供用開始（15年3/31）
平成16年度	予定処理区域〔東部第2期地区等190.3ha〕の拡大並びに米沢系水処理施設規模 を変更する事業計画の変更認可（17年3/11） 米沢浄水管理センターおよび上新田中継ポンプ場改築事業（改築診断）に着手
平成18年度	公共下水道東部第2期地区污水管布設工事に着手 東部第2期地区供用開始（19年3/31） 米沢浄水管理センター改築工事に着手 汚泥濃縮方式及び消化タンク・脱水機・ガスホルダーの規模を変更する事業計画 の変更認可（19年3/19）
平成19年度	上新田中継ポンプ場改築工事に着手 汚泥ホッパ棟増設工事に着手

平成20年度 汚泥濃縮棟、水処理施設、沈砂池設備増設工事に着手
 平成21年度 米沢浄水管理センター及び上新田中継ポンプ場の長寿命化計画策定に着手
 平成22年度 予定処理区域〔窪田地区（主に中田町）及び用途区域界に隣接する区域〕を
 拡大（246.3ha）する事業計画の変更認可（23年3/29）
 平成23年度 消化汚泥の加温方式変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に
 汚泥加温棟を追加する変更認可（24年3/23）
 平成24年度 米沢浄水管理センター改築工事（長寿命化計画 H24～H28 5か年）に着手
 生活排水事業の一元化に伴い、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業が
 下水道課に移管となる
 平成25年度 北部第一幹線のルート・延長を変更する事業計画の変更協議（26年3/26）
 平成28年度 下水道課が建設部から水道部に移管、上下水道部となる（28年4/1）
 計画期間を平成29年度から平成32年度（4か年）とする米沢市下水道ストックマ
 ネジメント計画を策定。
 平成29年度 米沢浄水管理センター外 第2期改築工事（ストックマネジメント計画 H29～
 R2 4か年）に着手
 事業期間を平成36年度まで延伸する事業計画の変更協議（30年3/13）
 令和元年度 平成31年4月から地方公営企業法適用
 令和3年度 米沢浄水管理センター外 第3期改築工事（ストックマネジメント計画 H3～
 R7 5か年）に着手
 令和4年度 「し尿受入施設」を事業計画に位置付ける変更認可（R4.4.14）

②農業集落排水事業

本市の農業集落排水事業は、農業用排水の水質保全に寄与するため、平成8年度に事業着手し、平成12年4月に供用開始した。供用開始から20年以上が経過し老朽化が進んでいることから、平成29年度に改築に向けた調査を行い、平成30年度に改築計画を策定し、令和3年度に改築工事に着手した。

[沿革]

平成7年度 農業集落排水事業計画に着手（21処理区）
 平成8年度 成島地区農業集落排水事業の採択（A=33ha）
 成島地区農業集落排水污水管布設工事に着手（平成11年度完了）
 平成9年度 成島地区農業集落排水処理施設の用地取得に着手（平成9年度完了）
 平成10年度 成島地区農業集落排水処理施設建設工事に着手（平成11年度完了）
 平成12年度 成島地区農業集落排水 供用及び処理開始
 平成13年度 県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し
 （21処理区 → 3処理区）
 平成22年度 県全域生活排水処理施設整備基本構想に伴う農業集落排水事業計画の見直し
 （下小菅・浅川地区を浄化槽処理区域へ変更）
 平成24年度 成島地区農業集落排水事業を下水道課に移管
 平成29年度 成島地区農業集落排水処理施設の調査診断を実施
 平成30年度 成島地区農業集落排水処理施設改築計画を策定
 令和元年度 平成31年4月から地方公営企業法適用
 成島地区農業集落排水処理施設改築工事の事業計画承認
 令和3年度 成島地区農業集落排水処理施設改築工事を実施

(2) 法手続の経緯

①公共下水道

米沢都市計画下水道の決定(変更)

告示番号 告示年月日	変 更 理 由	排水（処理）区域面積（ha）		計画人口 （人）
		汚水計画	雨水計画	
米沢市告示 第45号 S49.11.8	地域住民の生活環境の改善、福祉の向上及び公共用水域の水質汚濁防止を目的として米沢都市計画下水道の決定を行う。	米沢処理区 1,779	1,779	82,000
米沢市告示 第38号 S50.10.22	八幡原中核工業団地造成計画に先駆け、特定公共下水道とする区域を追加変更する。	米沢処理区 2,642	2,642	89,700
米沢市告示 第47号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第49号 S53.10.5	八幡原中核工業団地造成計画等の変更に伴う、下水道計画の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,119	2,642	89,700
米沢市告示 第27号 S63.3.1	上位計画である、山形県最上川流域別下水道整備総合計画見直しと土地利用の変更に伴い、下水道計画の変更を行う。	米沢処理区 1,779	2,642	72,000
		八幡原処理区 340		6,700
米沢市告示 第53号 H2.3.8	効率的な下水道計画を立案するため、周辺集落の一部を追加すると共に、幹線管渠の見直し変更を行う。	米沢処理区 1,832	2,642	71,000
		八幡原処理区 355		7,100
米沢市告示 第100号 H8.4.23	産業拠点都市(オフィシャルカディア)計画に伴い、下水道区域として追加し、幹線管渠表示簡素化による幹線の廃止を行う。また、米沢処理区として一本化する。	米沢処理区 2,221	2,496	71,000
米沢市告示 第9号 H10.1.23	東部地区の基本計画を見直し、東部幹線ルートの変更及び東部中継ポンプ場の位置を変更し、中田町中継ポンプ場とすると共に、幹線管渠の廃止を行う。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000
米沢市告示 第156号 H12.6.20	中田町中継ポンプ場の位置を河川区域から区域外に変更し、水害発生時のリスク回避を図る。また、近年の技術革新の導入により施設のコンパクト化を図り、ポンプ場施設の機能保全と敷地の有効利用を図る。	米沢処理区 2,221	2,496	70,000

下水道事業計画の(変更)認可、協議(1/2)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号 認可年月日	変 更 理 由	排水（処理）区域面積（ha）		計画人口 （人）
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都 下事発 第9号 S50.1.20 山形県 指令計 第11340号 S50.2.5	近年の産業、経済の飛躍的な発展による公共用水域の水質汚濁を防止するため、米沢市公共下水道計画を策定し、事業計画認可を取得する。	米沢処理区 603.5	603.5	36,000
建設省形都 下公発 第1号 S51.2.27 山形県指令 計第11518号 S51.3.3	八幡原中核工業団地造成計画に伴い、特定公共下水道計画を立案し、公共下水道事業及び特定公共下水道事業の両計画により下水道整備を図るため、事業計画の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第6号 S57.9.22 山形県指令 計第4296号 S57.10.1	特定公共下水道計画との効果的な事業推進を図るため、事業計画（終末処理施設の配置及び下水の処理能力）の変更を行う。	米沢処理区 1,286.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第4号 S59.7.17 山形県指令 下水 第2691号 S59.8.17	より一層の効果的な事業の推進を図るため、事業計画（予定処理区域、放流吐き口の配置、主要な管渠の配置、能力、ポンプ施設）の変更を行う。	米沢処理区 943.5	1,286.5	43,700
建設省形都 下公発 第3号 S63.3.25 山形県指令 下水第33号 S63.5.31	特定公共下水道計画区域の一部を公共下水道計画区域へ見直しする。北部地区の区域35haを追加する。 上位計画である最上川流域別下水道整備総合計画の見直しに併せて、本市の下水道計画を見直し変更を行う。	米沢処理区 639 八幡原処理区 271 計 910	1,247	30,000 3,300 33,300
建設省形都 下公発 第14号 H2.9.11 山形県指令 下水第64号 H2.8.31	下水道計画の効果をより一層促進するため、周辺集落の一部を下水道整備区域として追加拡大を行う。 西部地区の一部を区域拡大する。 これらに伴い、終末処理施設の増設を図る。	米沢処理区 986.5 八幡原処理区 288.5 計 1,275	1,247	44,000 3,600 47,600
建設省形都 下公発 第1号 H4.8.20 山形県指令 下水第96号 H4.8.21	円滑な下水道事業推進を図るため、特定公共下水道を公共下水道に認可替えを行う。 終末処理施設の能力を見直し、施設計画の変更を行う。	米沢処理区 1,275	1,247	47,600
建設省形都 下公発 第2号 H6.10.27 山形県指令 下水 第130号 H6.11.29	西部地区の舘山・塩井・愛宕地区を下水道事業区域に追加変更する。 また、これに伴う事業期間の延伸を行う。	米沢処理区 1,463	1,247	56,000

下水道事業計画の(変更)認可、協議(2/2)

上段…下水道法認可 下段…都市計画法認可

認可番号 認可年月日	変 更 理 由	排水（処理）区域面積（ha）		計画人口 （人）
		汚水計画	雨水計画	
建設省形都 下公発 第10号 H8.10.30 山形県指令 下水第4号 H9.1.24	下水道全体計画の見直しを行い、全体事業目標年次を平成27年度とする。 オフィスアルカディア事業計画に伴い、事業区域の44ha区域拡大を行う。	米沢処理区 1,507	1,247	50,090
建設省形都 下公発 第10号 H10.12.4 山形県指令 下水第40号 H11.2.9	上位計画見直し作業に整合見直しする。下水道整備による整備率が概ね76%に達することから、東部地区の一部約298haの区域を事業区域として追加変更する。東部汚水幹線の廃止及び変更並びに追加等の変更を行う。	米沢処理区 1,805	1,247	48,400
山形県指令 下水第7号 H12.6.29 山形県指令 下水第8号 H12.7.25	汚水計画における中田町中継ポンプ場の位置及び東部汚水幹線ルートを変更する。 雨水計画における中部雨水幹線ルートの一部変更する。	米沢処理区 1,805	1,247	57,000
山形県指令 都計第29号 H17.3.11 山形県指令 都計第28号 H17.3.11	下水道の整備率が、概ね82%に達することから、東部地区の南側区域(国道121号南側)約190haを事業区域に追加する。 原単位等の見直しにより、米沢系水処理施設規模を6池に変更する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令 都計第30号 H19.3.19	汚泥処理の方法を総合的に見直し、機械濃縮設備を追加する。	米沢処理区 1,995	1,247	56,100
山形県指令 下水第26号 H23.3.29 山形県指令 下水第35号 H23.3.29	下水道の整備率が、概ね84%に達することから、用途区域内の北部地区及び用途地域に隣接する周辺計画区域の約247haを事業区域に追加する。 木和田中継ポンプ場は、技術向上によりマンホールポンプで対応することとし、ポンプ施設調書(第5表)から削除する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県指令 下水第16号 H24.3.23	消化汚泥の加温方式の変更に伴い、米沢浄水管理センターの主要な処理施設に汚泥加温棟を追加する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
山形県下水 第380号 H26.3.26	北部第一幹線のルート・延長を変更する。	米沢処理区 2,242	1,247	60,000
下水第333号 H30.3.13 指令下水 第6号 H30.3.23	工事完成予定年月日を平成29年度から平成36年度まで7年延伸を行うとともに、整備済区域6.6haを追加する。	米沢処理区 2,248	1,247	56,000
下水第25号 R4.4.14	し尿受入施設整備に伴う計画諸元の見直し変更を行う。	米沢処理区 2,248	1,247	52,860

②農業集落排水

認可番号 認可年月日	変 更 理 由	排水（処理）区域面積（ha）		計画人口 （人）
		汚水計画	雨水計画	
農計 第819号 H8.5.10	地域住民の生活環境の改善及び河川・農業用水路の水質汚濁防止を目的として、事業採択の承認を受ける。	33		1,030
農計 第1351号 R2.3.6	農業集落排水処理施設の改築工事に伴い、事業計画の承認を受けるとともに、計画人口・計画汚水量等の見直しを行う。	33		530

3. 計画の概要

(1) 公共下水道事業整備計画

① 全体計画

令和4年度策定の令和32年を目標年度とした。
全体計画は、次表のとおりである。

区 分 項 目		全 体 計 画					
計 画 目 標 年 次		令 和 3 2 年					
計 画 人 口		43,800人					
排 除 方 式		分 流 式					
処 理 区 域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計	
下 水 道 計 画 区 域 (ha)		1,895.6		415.9		2,311.5	
用 途 地 域 (ha)		1,779.0		374.0		2,153.0	
計画処理人口 (人)	用 途 地 域	38,310		2,110		40,420	
	周 辺 地 域	3,040		340		3,380	
	計	41,350		2,450		43,800	
	日 帰 り 観 光	12,000		—		12,000	
	合 計	53,350		2,450		55,800	
区 分 項 目		日 平 均		日 最 大		時 間 最 大	
		米 沢	八幡原	米 沢	八幡原	米 沢	八幡原
汚水量 原単位 (ℓ／人・日)	用 途 地 域	265	265	375	375	600	600
	周 辺 地 域	265	265	375	375	600	600
	日 帰 り 観 光	30	—	30	—	60	—
地下水量 原 単 位 (ℓ／人・日)	用 途 地 域	40	40	40	40	40	40
	周 辺 地 域	40	40	40	40	40	40
	そ の 他	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%
計画汚水量 (m ³ ／日)	用 途 地 域	10,960	650	15,510	920	24,810	1,470
	周 辺 地 域						
	日 帰 り 観 光	360	—	360	—	720	—
	工 場	6,440	7,760	6,440	7,760	12,880	8,050
	地 下 水	1,660	460	1,660	460	1,660	460
	特 殊 汚 水	370	300	370	430	370	690
	合 計	19,790	9,170	24,340	9,570	40,440	10,670
		28,960		33,910		51,110	

②事業計画

下水道法・都市計画法に基づき策定した事業計画は、次表のとおりである。

区 分 項 目		事業計画（令和４年度）					
計 画 目 標 年 次		自 昭和５０年 １月２０日 至 令和 ８年 ３月３１日					
計 画 人 口		52,680人					
排 除 方 式		分 流 式					
処 理 区 域		米沢処理系統		八幡原処理系統		計	
下 水 道 計 画 区 域（ha）		1,896.64		351.57		2,248.21	
用 途 地 域（ha）		1,779.00		311.40		2,090.40	
計画処理人口 （人）	用 途 地 域	47,120		1,660		48,780	
	周 辺 地 域	3,480		420		3,900	
	計	50,600		2,080		52,680	
	従 業 員	—		—		0	
	日 帰 り 観 光	12,000		—		12,000	
	合 計	62,600		2,080		64,680	
区 分 項 目		日 平 均		日 最 大		時 間 最 大	
		米 沢	八幡原	米 沢	八幡原	米 沢	八幡原
汚水量原単位 （ℓ／人・日）	用 途 地 域	278	278	348	348	557	557
	周 辺 地 域						
	従 業 員	—	—	—	—	—	—
	日 帰 り 観 光	35	—	35	—	70	—
地下水量 原 単 位 （ℓ／人・日）	用 途 地 域	35	35	35	35	35	35
	周 辺 地 域	35	35	35	35	35	35
	そ の 他	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%	—	工場排水×10%
計画汚水量 （m ³ ／日）	用 途 地 域	14,067	579	17,608	724	28,182	1,159
	周 辺 地 域						
	従 業 員	—	—	—	—	—	—
	日 帰 り 観 光	410	—	410	—	835	—
	工 場	6,857	8,023	6,857	8,023	13,714	8,056
	地 下 水	1,760	870	1,760	870	1,760	870
	特 殊 汚 水	370	300	370	430	370	650
	合 計	23,464	9,772	27,005	10,047	44,861	10,735
		33,236		37,052		55,596	
流入水質 （mg／ℓ）		米沢処理系統			八幡原処理系統		
	B O D	250			100		
	S S	220			120		

(2) 管渠施設及び処理施設等

①管渠施設(主要な管渠)

管 渠 調 書 (汚 水)			
処理区の名称	内のり寸法	延 長	摘 要
	(単位：ミリメートル)	(単位：メートル)	
米沢処理区	150～1,500	55,270	

②汚水地区別計画

		計 画 面 積 (h a)	計 画 人 口 (人)	日最大計画汚水量 (m ³ /日)	排除方式
米 沢 処 理 系	東部地区	552.64	12,760	10,152	分流式
	中部地区	620.20	18,210	7,273	
	西部地区	568.90	15,710	6,446	
	北部地区	154.90	3,920	3,134	
小 計		1,896.64	50,600	27,005	
八幡原地区		351.57	2,080	10,047	
合 計		2,248.21	52,680	37,052	

③ポンプ施設

ポンプ施設調書						
ポンプ施設の 名 称	処理系統	ポンプ施設の 位 置	敷 地 面 積	1分間の揚水量		摘 要
				晴天時最大	雨天時最大	
上 新 田 中 継 ポ ン プ 場 (汚 水)	八幡原 処理系統	大字上新田 字檜台	a 17	m ³ /分 7.57	-	
中 田 町 中 継 ポ ン プ 場 (汚 水)	米 沢 処理系統	中田町 字若宮	a 7	m ³ /分 12.36	-	

④処理施設

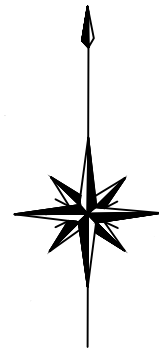
処理施設調書			米沢処理系統				
処理施設 の 名 称	位 置	敷地面積 (ha)	処 理 方 法	処 理 能 力			摘 要
				晴天日 最 大 (m³)	雨天日 最 大 (m³)	計画処理 人 口 (人)	
米沢浄水管 理センター	米沢市 中田町字台	13.2	標 準 活 性 汚泥法	29,000	—	50,600	計画下水量（日最大） 27,100m³/日 全体計画処理能力(日最大) 29,000m³/日 流入水質 B O D 250mg/リッ トル S S 220mg/リッ トル 処理水質 B O D 15mg/リッ トル S S 20mg/リッ トル

処理施設調書			八幡原処理系統				
処理施設 の 名 称	位 置	敷地面積 (ha)	処 理 方 法	処 理 能 力			摘 要
				晴天日 最 大 (m³)	雨天日 最 大 (m³)	計画処理 人 口 (人)	
米沢浄水管 理センター	米沢市 中田町字台	13.2	標 準 活 性 汚泥法	14,100	—	2,080	計画下水量（日最大） 10,100m³/日 全体計画処理能力（日最大） 14,100m³/日 流入水質 B O D 100mg/リッ トル S S 120mg/リッ トル 処理水質 B O D 15mg/リッ トル S S 20mg/リッ トル

(3) 農業集落排水事業整備計画

項 目 \ 区 分	事業計画（平成7年度）
事業採択	平成8年5月10日
目標年次	平成11年度
計画人口	530人
排除方式	分流式
処理区域	広幡町成島地区
計画区域	32.97ha

米沢市生活排水計画図



農業集落排水〔成島地区〕

農集排水処理場

米沢浄水管理センター

⑤ 上新田中継ポンプ場

④ 中田町中継ポンプ場

凡 例				
			全体計画区域	2,311.5ha
			基本計画区域	2,221ha
			下水道法事業認可区域	2,248ha
			都市計画法事業認可区域	2,157ha
			農業集落排水事業区域	33ha
			中 継 ポ ン プ 場	
			米沢浄水管理センター	

4. 下水道の整備状況

(1) 管渠整備延長(米沢処理区・污水)

① 幹線別整備延長

(単位：m)

年 度		第四次 5 計	第五次 5 計	第六次 5 計	第七次 5 計	第八次 7 計	第九次 5 計	第十次 5 計	H25～ R2	R3	R4	合 計
幹線名		S51～S55	S56～S60	S61～H 2	H 3～H 7	H 8～H14	H15～H19	H20～H24				
米 沢 処 理 系 統	中部第 1 污水幹線		1, 845. 67	4, 184. 91								6, 030. 58
	中部第 2 污水幹線			620. 90								620. 90
	中部第 3 污水幹線			485. 75		416. 66						902. 41
	中部第 4 污水幹線			162. 05								162. 05
	中部第 5 污水幹線		3, 025. 79	1, 428. 55								4, 454. 34
	中部第 6 污水幹線			1, 141. 71								1, 141. 71
	中部第 7 污水幹線		135. 99	147. 04								283. 03
	中部第 8 污水幹線			307. 00								307. 00
	中部第 9 污水幹線		1, 348. 90									1, 348. 90
	西部第 1 污水幹線			1, 273. 80	5, 261. 57	70. 63						6, 606. 00
	西部第 2 污水幹線					1, 116. 99						1, 116. 99
	西部第 4 污水幹線				196. 44							196. 44
	西部第 5 污水幹線			825. 00	1, 915. 06							2, 740. 06
	西部第 6 污水幹線					474. 87						474. 87
	東部第 1 污水幹線					4, 120. 81	2, 379. 32	95. 55				6, 595. 68
	東部第 2 污水幹線						28. 51	459. 30				487. 81
	東部第 3 污水幹線					1, 319. 01	899. 24	1, 748. 01				3, 966. 26
	東部第 4 污水幹線						225. 90					225. 90
	東部第 5 污水幹線						1, 399. 76	261. 13				1, 660. 89
	北部第 1 污水幹線								638. 40			638. 40
	小 計		6, 356. 35	10, 576. 71	7, 373. 07	7, 518. 97	4, 932. 73	2, 563. 99	638. 40			39, 960. 22
八 幡 原 処 理 系 統	八幡原中央幹線	8, 623. 11	607. 15									9, 230. 26
	八幡原第 1 幹線	602. 85										602. 85
	八幡原第 2 幹線	628. 00										628. 00
	八幡原第 3 幹線	625. 75										625. 75
	八幡原第 4 幹線	1, 326. 00										1, 326. 00
	八幡原第 4-1 幹線						98. 00					98. 00
	八幡原第 5 幹線			31. 00	1, 430. 58							1, 461. 58
	小 計	11, 805. 71	607. 15	31. 00	1, 430. 58		98. 00					13, 972. 44
合 計		11, 805. 71	6, 963. 50	10, 607. 71	8, 803. 65	7, 518. 97	5, 030. 73	2, 563. 99	638. 40	0. 00	0. 00	53, 932. 66

②枝線整備延長

(単位：m)

年 度 処理系統	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ R2	R3	R4	合 計
米 沢 処 理 系 統		19,968.60	43,919.65	29,051.02	52,957.04	30,118.42	21,681.30	8,219.24	126.73	95.23	206,137.23
八幡原処理系統	1,034.05	490.50	477.90	8,003.70	5,173.20	85.10	△ 29.80	34.34			15,268.99
開 発 行 為 関 連			996.79	5,495.87	8,464.35	4,067.41	1,320.29	1,891.69	34.44	842.25	23,113.09
合 計	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	10,145.27	161.17	937.48	244,519.31

③サービス管整備延長

(単位：m)

年 度 処理系統	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ R2	R3	R4	合 計
サ ー ビ ス 管				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67				3,422.85

④幹線＋枝線＋サービス管累計

(単位：m)

年 度 内 訳	第四次5計	第五次5計	第六次5計	第七次5計	第八次7計	第九次5計	第十次5計	H25～ R2	R3	R4	合 計
幹 線 整 備 延 長	11,805.71	6,963.50	10,607.71	8,803.65	7,518.97	5,030.73	2,563.99	638.40			53,932.66
枝 線 整 備 延 長	1,034.05	20,459.10	45,394.34	42,550.59	66,594.59	34,270.93	22,971.79	10,145.27	161.17	937.48	244,519.31
サ ー ビ ス 管 整 備 延 長				1,614.47	1,365.66	423.05	19.67				3,422.85
合 計	12,839.76	27,422.60	56,002.05	52,968.71	75,479.22	39,724.71	25,555.45	10,783.67	161.17	937.48	301,874.82

(2) 事業別整備延長(米沢処理区・污水)

(単位：m)

内 訳 年 度	幹 線				枝 線				合 計				
	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	計	補助事業	単独事業	開発行為 関連	サービス管	計
第四次 5ヶ年計画 (S51～S55)	11,805.71			11,805.71	420.05	614.00		1,034.05	12,225.76	614.00			12,839.76
第五次 5ヶ年計画 (S56～S60)	6,963.50			6,963.50	999.68	19,459.42		20,459.10	7,963.18	19,459.42			27,422.60
第六次 5ヶ年計画 (S61～H2)	10,429.67	178.04		10,607.71	10,738.16	33,659.39	996.79	45,394.34	21,167.83	33,837.43	996.79		56,002.05
第七次 5ヶ年計画 (H3～H7)	6,538.21	2,265.44		8,803.65	8,605.88	28,448.84	5,495.87	42,550.59	15,144.09	30,714.28	5,495.87	1,614.47	52,968.71
第八次 7ヶ年計画 (H8～H14)	4,328.08	3,190.89		7,518.97	17,183.03	40,947.21	8,464.35	66,594.59	21,511.11	44,138.10	8,464.35	1,365.66	75,479.22
第九次 5ヶ年計画 (H15～H19)	4,932.73		98.00	5,030.73	11,747.00	18,456.52	4,067.41	34,270.93	16,679.73	18,456.52	4,165.41	423.05	39,724.71
第十次 5ヶ年計画 (H20～H24)	2,563.99			2,563.99	16,602.39	5,078.91	1,290.49	22,971.79	19,166.38	5,078.91	1,290.49	19.67	25,555.45
H25～R2	638.40			638.40	4,985.41	3,233.83	1,926.03	10,145.27	5,623.81	3,233.83	1,926.03		10,783.67
R3					52.00	74.73	34.44	161.17	52.00	74.73	34.44		161.17
R4					31.00	64.23	842.25	937.48	31.00	64.23	842.25		937.48
合 計	48,200.29	5,634.37	98.00	53,932.66	71,364.60	150,037.08	23,117.63	244,519.31	119,564.89	155,671.45	23,215.63	3,422.85	301,874.82

(3) 雨水管渠整備延長(米沢処理区)

幹線別整備延長

(単位：m)

幹線名		年度	幅	延長
天王川左岸	第一幹線	S51～S57・H15	0.30～3.35	21,103.09
	第二幹線			
	第三幹線			
	第七幹線			
天王川右岸	第一幹線			
	第二幹線			
	第三幹線			
	第四幹線			
	第五幹線			
	第六幹線			
	第七幹線			
中部第十二雨水幹線(地藏川)		S26～S31	1.00～2.60	3,017.10
中部第五雨水幹線(鍛冶川)		S36～S43	1.23～3.05	1,618.50
中部第七雨水幹線		H13～H15	1.30～2.20	965.35
合		計		26,704.04

(4)主要処理施設・機器設備

①米沢浄水管理センター

名 称	米 沢 浄 水 管 理 セ ン タ ー	
	米 沢 処 理 系 統	八 幡 原 処 理 系 統
敷 地 面 積	13.2 h a	
供 用 開 始 日	昭和63年10月	昭和61年3月
沈 砂 池	平行流式長方形池 巾2.0m 長8.5m 深0.7m 2池	平行流式長方形池 巾1.5m 長5.0m 深0.3m 2池
最 初 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 3池 巾6.0m 長16.8m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長25.0m 深3.0m 2池
エアレーション タンク	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 4池 巾6.0m 長59.5m 深5.0m 1池	旋回流式押出流長方形池 巾5.5m 長58.5m 深5.0m 3池
最 終 沈 殿 池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 4池 巾6.0m 長42.1m 深3.0m 1池	平行流式長方形池 巾5.5m 長34.3m 深3.0m 3池
接 触 タ ン ク	長方形多列迂回流式 3列1池 巾2.6m 長14.5m 深2.1m 容積228m ³	長方形多列迂回流式 5列1池 巾1.6m 長14.5m 深2.1m 容積232m ³
汚 泥 濃 縮 設 備	円形重力式 1池 容積170m ³	円形重力式 1池 容積170m ³
機 械 濃 縮 機	ベルト型ろ過濃縮機 20m ³ /h 1台	ベルト型ろ過濃縮機 10m ³ /h 1台
汚 泥 消 化 タ ン ク	嫌気性加温式1段消化 No.1容積 2340m ³ No.2容積 1170m ³	嫌気性加温式1段消化 No.1容積 1200m ³
汚 泥 脱 水 機	遠心式 10m ³ /h 2台	ベルトプレス式 4.2m ³ /h (濾布1.5m) 1台 遠心式 10m ³ /h 1台
ガ ス 貯 留 タ ン ク	円筒型無水式 容積 1000m ³ × 1基	
汚 水 ポ ン プ	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 500mm 90 k W 32m ³ /min 1台 口径 300mm 30 k W 9m ³ /min 2台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 300mm 30 k W 10m ³ /min 2台 口径 250mm 18.5 k W 6m ³ /min 1台
送 風 機	単段ターボブロワー 80 k W (50m ³ /min) 2台 140 k W (100m ³ /min) 2台 ルーツ式ブロワー 45 k W (25m ³ /min) 1台	
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 主要変圧機 4台 設備容量 2,273kVA	
自 家 発 電 設 備	ガスタービンエンジン 定格出力 950 P S (15℃) 1台 三相交流発電機 定格出力 625 k V A 1台	
そ の 他 の 設 備	脱臭設備 (生物脱臭方式×1基、活性炭方式×3基)、汚泥加温設備 (温水器、消化ガス発電機)	

②中継ポンプ場

名 称	中 田 町 中 継 ポ ン プ 場 (米 沢 処 理 系 統)	上 新 田 中 継 ポ ン プ 場 (八 幡 原 処 理 系 統)
敷 地 面 積	12.4 a	17.0 a
供 用 開 始 日	平成15年3月	昭和61年3月
沈 砂 池	なし ※阻水扉、除塵機械はあり	平行流式長方形池 2 (2) 池 巾2.5m 長3.0m 深0.25m
汚 水 ポ ン プ	吸込スクリー式水中汚泥ポンプ 口径200mm 30 k W (5.3m ³ /min) 3台	立軸渦巻斜流ポンプ 口径 250mm 30 k W (5.9m ³ /min) 3台
受 変 電 設 備	受電電圧 6,600V 設備容量 300kVA	受電電圧 6,600V 設備容量 200kVA
そ の 他 の 設 備	脱臭設備 (活性炭方式)、自家発電設備、計装設備 (レベル計、流量計)	自家発電設備、計装設備 (レベル計、流量計)
上 屋	鉄筋コンクリート造 地下3階地上1階	鉄筋コンクリート造 地下2階地上1階

(5) 下水道事業費内訳

①種別毎事業費内訳

(単位：千円)

内 訳 年 度	補 助 事 業 費									
	雨水	汚 水								合計 (雨水含む)
		渠				処 理 場			小計 (汚水のみ)	
		雨水管渠	汚水管渠	ポンプ場		計	建設	改築		
建設	改築									
第 三 次 5 ケ 年 計 画 (S 4 9 ～ S 5 0)						120,000		120,000	120,000	120,000
第 四 次 5 ケ 年 計 画 (S 5 1 ～ S 5 5)		1,393,338			1,393,338	919,562		919,562	2,312,900	2,312,900
第 五 次 5 ケ 年 計 画 (S 5 6 ～ S 6 0)		1,507,547	508,353		2,015,900	4,818,650		4,818,650	6,834,550	6,834,550
第 六 次 5 ケ 年 計 画 (S 6 1 ～ H 2)		4,116,000			4,116,000	2,581,100		2,581,100	6,697,100	6,697,100
第 七 次 5 ケ 年 計 画 (H 3 ～ H 7)		3,733,100			3,733,100	2,103,200		2,103,200	5,836,300	5,836,300
第 八 次 7 ケ 年 計 画 (H 8 ～ H 1 4)	359,162	4,242,288	1,220,150		5,462,438	1,455,000		1,455,000	6,917,438	7,276,600
第 九 次 5 ケ 年 計 画 (H 1 5 ～ H 1 9)	102,649	2,936,020		31,500	2,967,520	379,300	569,000	948,300	3,915,820	4,018,469
第 十 次 5 ケ 年 計 画 (H 2 0 ～ H 2 4)		2,021,820		83,500	2,105,320	1,866,300	673,100	2,539,400	4,644,720	4,644,720
H 2 5 ～ H 2 7		716,720			716,720		1,897,391	1,897,391	2,614,111	2,614,111
平 成 2 8 年 度		38,800			38,800		1,125,800	1,125,800	1,164,600	1,164,600
平 成 2 9 年 度		56,776			56,776		95,200	95,200	151,976	151,976
平 成 3 0 年 度		22,624			22,624		401,500	401,500	424,124	424,124
令 和 元 年 度		53,800		90,000	143,800		729,200	729,200	873,000	873,000
令 和 2 年 度				102,860	102,860		705,430	705,430	808,290	808,290
令 和 3 年 度		6,000		24,000	30,000	6,886	271,790	278,676	308,676	308,676
令 和 4 年 度		5,000		39,000	44,000	60,242	590,960	651,202	695,202	695,202
合 計	461,811	20,849,833	1,728,503	370,860	22,949,196	14,310,240	7,059,371	21,369,611	44,318,807	44,780,618
	21,311,644									



(単位：千円)

単 独 事 業 費											総事業費 (汚水のみ)	総事業費 (雨水込み)
雨水	汚 水							合計 (雨水込み)	事務費	合計 (事務費込)		
	管		渠	処理場		その他	小計 (汚水のみ)					
雨水管渠	汚水管渠	ポンプ場 建設	計	建設	改築							
17,542								17,542		17,542	120,000	137,542
957,812	37,004		37,004				37,004	994,816		994,816	2,349,904	3,307,716
26,851	1,337,322		1,337,322	31,000			1,368,322	1,395,173		1,395,173	8,202,872	8,229,723
	2,922,470		2,922,470	146,188			3,068,658	3,068,658		3,068,658	9,765,758	9,765,758
	5,222,307		5,222,307	31,100			5,253,407	5,253,407		5,253,407	11,089,707	11,089,707
1,992	6,937,857	92,891	7,030,748				7,030,748	7,032,740		7,032,740	13,948,186	14,309,340
81,335	2,007,065		2,007,065				2,007,065	2,088,400		2,088,400	5,922,885	6,106,869
	588,331		588,331			31	588,362	588,362	60,603	648,965	5,293,685	5,293,685
	311,712		311,712			31	311,743	311,743	58,688	370,431	4,149,142	4,149,142
	99,196		99,196				99,196	99,196	20,956	120,152	1,284,752	1,284,752
	80,189		80,189				80,189	80,189	10,600	90,789	242,765	242,765
	136,209		136,209				136,209	136,209	13,500	149,709	573,833	573,833
	59,888		59,888			3,585	63,473	63,473	14,895	78,368	951,368	951,368
	26,132	420	26,552		5650	561	32,763	32,763	15,691	48,454	856,744	856,744
	33,195		33,195			3,382	36,577	36,577	15,747	52,324	361,000	361,000
	44,720		44,720		3,930	664	49,314	49,314	16,099	65,413	760,615	760,615
1,085,532	19,843,597	93,311	19,936,908	208,288	9,580	8,254	20,163,030	21,248,562	226,779	21,475,341	65,873,216	67,420,559
20,929,129												

②本工事費内訳

内 訳 年 度	補 助 事 業					
	事業費	工事費	本工事費	測量試験費	補償費	事務費
第三次5ヶ年計画 (S49～S50)	120,000	112,507		2,200	110,307	7,493
第四次5ヶ年計画 (S51～S55)	2,312,900	2,210,313	1,238,026	44,305	927,982	102,587
第五次5ヶ年計画 (S56～S60)	6,834,550	6,685,187	6,428,577	243,347	13,263	149,363
第六次5ヶ年計画 (S61～H2)	6,697,100	6,491,057	6,255,393	162,039	73,625	206,043
第七次5ヶ年計画 (H3～H7)	5,836,300	5,673,891	5,151,111	252,181	270,599	162,409
第八次7ヶ年計画 (H8～H14)	7,276,600	7,107,467	6,511,232	343,108	253,127	169,133
第九次5ヶ年計画 (H15～H19)	4,018,469	3,912,033	3,613,173	201,748	97,112	106,436
第十次5ヶ年計画 (H20～H24)	4,644,720	4,601,502	4,215,665	218,965	166,872	43,218
H25～H27	2,614,111	2,614,111	2,484,049	63,679	66,383	
平成28年度	1,164,600	1,164,600	1,065,373	98,067	1,160	
平成29年度	151,976	151,976	70,641	78,476	2,859	
平成30年度	424,124	424,124	416,476	5,520	2,128	
令和元年度	873,000	873,000	825,585	45,200	2,215	
令和2年度	808,290	808,290	761,100	47,190		
令和3年度	308,676	308,676	260,080	48,596		
令和4年度	695,202	695,202	657,202	38,000		
合 計	44,780,618	43,833,936	39,953,683	1,892,621	1,987,632	946,682

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

※ 平成31年4月から公営企業会計へ移行し、打切り決算を行ったため、平成30年度は5月までの支出額を含む。

(単位：千円)

単 独 事 業							総事業費
事業費	工事費					事務費	
		本工事費	測量試験費	補償費	その他		
17, 542	17, 542		17, 542				137, 542
994, 816	994, 816	975, 431	19, 385				3, 307, 716
1, 395, 173	1, 311, 591	1, 159, 517	90, 793	61, 281		83, 582	8, 229, 723
3, 068, 658	2, 892, 920	2, 566, 399	173, 744	152, 777		175, 738	9, 765, 758
5, 253, 407	4, 937, 264	4, 233, 976	305, 028	398, 260		316, 143	11, 089, 707
7, 032, 740	6, 657, 545	5, 700, 463	312, 165	644, 917		375, 195	14, 309, 340
2, 088, 400	1, 969, 899	1, 749, 875	85, 303	134, 721		118, 501	6, 106, 869
648, 965	572, 908	483, 628	38, 695	50, 554	31	76, 057	5, 293, 685
370, 431	311, 743	287, 174	14, 146	10, 392	31	58, 688	2, 984, 542
120, 152	99, 196	92, 226		6, 970		20, 956	1, 284, 752
90, 789	80, 189	74, 112	1, 078	4, 999		10, 600	242, 765
149, 709	136, 209	125, 048		11, 161		13, 500	573, 833
78, 368	63, 473	59, 106		782	3, 585	14, 895	951, 368
48, 454	32, 763	32, 202			561	15, 691	856, 744
52, 324	36, 577	33, 195			3, 382	15, 747	361, 000
65, 413	49, 314	42, 820	5, 830		664	16, 099	760, 615
21, 475, 341	20, 163, 949	17, 615, 172	1, 063, 709	1, 476, 814	8, 254	1, 311, 392	66, 255, 959

③財源内訳

事業費内訳 年 度	補 助 事 業						
	事 業 費	財 源 内 訳					
		国庫補助金	起 債	市 費	受益者負担	企業負担金	繰入金
第三次 5 ヶ年計画 (S 49 ～ S 50)	120,000	31,000	61,500	8,125		19,375	
第四次 5 ヶ年計画 (S 51 ～ S 55)	2,312,900	598,400	828,000	122,578		763,922	
第五次 5 ヶ年計画 (S 56 ～ S 60)	6,834,550	2,091,560	3,367,440	269,433		1,106,117	
第六次 5 ヶ年計画 (S 61 ～ H 2)	6,697,100	4,291,240	1,791,000	145,772	202,220	266,868	
第七次 5 ヶ年計画 (H 3 ～ H 7)	5,836,300	2,917,748	2,586,286	18,800	313,466		
第八次 7 ヶ年計画 (H 8 ～ H 14)	7,276,600	3,977,722	2,894,238	33,338	371,302		
第九次 5 ヶ年計画 (H 15 ～ H 19)	4,018,469	2,117,050	1,710,100	4,995	185,555	違約金_769	
第十次 5 ヶ年計画 (H 20 ～ H 24)	4,644,720	2,366,280	2,022,900	4,585	250,955		
平成 2 5 年度	1,080,562	581,445	449,100		50,017		
平成 2 6 年度	788,881	421,685	326,900	3,185	37,111		
平成 2 7 年度	744,668	392,799	316,200	254	35,415		
平成 2 8 年度	1,164,600	613,200	452,800	1,025	33,963		63,612
平成 2 9 年度	151,976	75,988	67,200		7,600		1,188
平成 3 0 年度	424,124	222,012	186,300	94	15,718		
令和元年度	873,000	470,700	379,700		22,600		
令和 2 年度	808,290	437,057	347,930	6,560	16,743		
令和 3 年度	308,676	161,038	144,100		95		3,443
令和 4 年度	695,202	364,391	330,700	90			21
合 計	44,780,618	22,131,315	18,262,394	618,834	1,542,760	2,157,051	68,264

※ 平成22年度以降は、制度改正に伴い補助事業費に事務費は含まれない。

(単位：千円)

単 独 事 業								総事業費
事 業 費	財 源 内 訳							
	過年相殺	起 債	市 費	受益者負担	企業負担金	開発者負担	繰入金	
17, 542						17, 542		137, 542
994, 816						994, 816		3, 307, 716
1, 395, 173	21, 840	1, 239, 600	68, 275		2, 325	63, 133		8, 229, 723
3, 068, 658		2, 528, 100	49, 280	427, 720	300	63, 258		9, 765, 758
5, 253, 407		4, 152, 600	911, 760	189, 047				11, 089, 707
7, 032, 740	9, 300	6, 464, 200	203, 840	355, 400				14, 309, 340
2, 088, 400		1, 983, 800	4, 124	100, 476				6, 106, 869
648, 965		615, 800		33, 117	違約金_48			5, 293, 685
107, 354		101, 900		5, 428	違約金_26			1, 187, 916
110, 474		104, 800		5, 674				899, 355
152, 603		144, 800		7, 803				897, 271
120, 152		114, 100					6, 052	1, 284, 752
90, 789		86, 000		4, 789				242, 765
149, 709		142, 800		6, 909				573, 833
78, 368		71, 400	3, 585	3, 383				951, 368
48, 454		46, 670	1, 316				468	856, 744
52, 324		36, 100	5, 808	9, 936			480	361, 000
65, 413		53, 200	1, 238	10, 013			962	760, 615
21, 475, 341	31, 140	17, 885, 870	1, 249, 226	1, 159, 695	2, 699	1, 138, 749	7, 962	66, 255, 959

(6)私道枝線対策

下水道事業計画区域内において、水洗化の普及促進と生活環境の改善を図るため、一定の要件を満たす私道にも公道と同様に公共下水道を整備できる「私道枝線設置申請」制度を設けている。

＜適用要件＞

- 1. 土地所有者の承諾が得られること。
- 2. 公道に面していない家屋が2軒以上あること。
- 3. 施工後、速やかに下水道に接続すること。
- 4. 機械施工が可能な道路幅員を有していること。

私道枝線設置申請一覧

設置 年度 申請 年度	申請 件数	取り下 げ件数	設 置 件 数																	未設置 件 数
			H19 以前	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計	
H27 以前	555	12	491	4	5	3	6	11	3	3	6	4	1	1	1	0	0	0	539	4
H28	1												1						1	0
H29	0																		0	0
H30	0																		0	0
R1	0																		0	0
R2	2															1	1		2	0
R3	2																	1	1	1
R4	1																	1	1	0
計	561	12	491	4	5	3	6	11	3	3	6	4	2	1	1	1	1	2	544	5

5. 普及状況と支援策

(1) 公共下水道の面整備状況

米沢市公共下水道の面整備率一覧表

(面積の単位：ha) (R5.3.31現在)

全体計画面積	620.20	568.90	159.10	557.70	212.30	203.60	2,321.80	累計 ⑦	面整備率	
事業計画面積	620.20	568.90	154.90	552.64	147.97	203.60	2,248.21			
地区	中部	西部	北部	東部	八幡原	工業団地	計		⑦／事業 計画面積	⑦／全体 計画面積
供用年月日	①	②	③	④	⑤	⑥	①～⑥			
S61.3.17	-	-	-	-	-	182.95	182.95	-	-	-
S63.10.1	268.54	-	-	-	-	-	268.54	451.49	22.6%	16.1%
H1.3.17	59.95	-	3.94	-	-	0.84	64.73	516.21	25.9%	18.5%
H2.3.31	58.98	-	0.72	-	-	-	59.70	575.91	28.9%	20.6%
H3.3.31	38.04	-	0.41	-	0.64	-	39.09	615.00	30.8%	22.0%
H4.3.31	14.04	26.66	0.13	-	0.88	-	41.70	656.70	32.9%	23.5%
H5.3.31	22.02	13.83	4.17	-	0.51	-	40.54	697.25	34.9%	24.9%
H6.3.31	15.72	16.33	0.67	-	0.32	-	33.04	730.29	36.6%	26.1%
H7.3.31	22.55	33.03	-	-	24.68	-	80.26	810.55	40.6%	29.0%
H8.3.31	9.78	44.55	0.75	-	9.95	-	65.04	875.59	43.9%	28.6%
H9.3.31	15.21	39.36	0.25	-	0.97	-	55.79	931.38	46.7%	30.4%
H10.3.31	5.67	57.62	1.21	-	2.94	-	67.43	998.81	50.1%	32.6%
H11.3.31	4.81	70.23	0.16	-	25.02	-	100.22	1,099.04	55.1%	35.9%
H12.3.31	8.70	55.63	0.99	-	12.94	-	78.26	1,177.30	59.0%	38.4%
H13.3.31	0.82	26.25	0.42	7.25	3.45	-	38.19	1,215.48	60.9%	39.7%
H14.3.31	0.94	19.20	1.98	5.40	0.04	-	27.56	1,243.05	62.3%	40.6%
H15.3.31	1.27	5.03	5.57	15.98	1.08	-	28.92	1,271.97	63.7%	41.5%
H16.3.31	1.24	4.74	-	27.80	6.39	-	40.17	1,312.14	65.8%	44.0%
H17.3.31	9.13	46.06	18.01	64.22	37.52	-	174.95	1,487.09	74.5%	49.8%
H18.3.31	1.82	6.15	1.78	50.78	1.23	-	61.76	1,548.85	77.6%	51.9%
H19.3.31	0.71	1.85	-	28.67	0.60	-	31.83	1,580.68	79.2%	53.0%
H20.3.31	1.34	0.81	-	34.91	0.19	-	37.25	1,617.93	81.1%	54.2%
H21.3.31	-	1.12	-	28.96	0.05	-	30.13	1,648.06	82.6%	55.2%
H22.3.31	0.28	0.05	-	33.47	-	-	33.79	1,681.85	84.3%	72.1%
H23.3.31	2.08	2.07	0.03	28.85	1.28	-	34.31	1,716.16	76.6%	73.5%
H24.3.31	1.35	1.91	-	20.40	0.15	-	23.82	1,739.98	77.6%	74.5%
H25.3.31	0.51	4.37	0.10	18.21	0.11	-	23.30	1,763.28	78.7%	75.5%
H26.3.31	0.50	1.38	-	10.85	-	-	12.73	1,776.01	79.2%	76.1%
H27.3.31	0.11	0.24	4.79	4.23	-	-	9.37	1,785.38	79.6%	76.5%
H28.3.31	0.05	0.02	-	9.57	0.07	-	9.71	1,795.08	80.1%	76.9%
H29.3.31	-	1.16	-	3.15	-	-	4.31	1,799.39	80.3%	77.5%
H30.3.31	0.02	0.45	0.00	1.76	0.08	-	2.32	1,801.71	80.1%	77.6%
H31.3.31	1.74	1.72	0.13	2.91	0.24	-	6.73	1,808.45	80.4%	77.9%
R2.3.31	0.00	1.86	0.07	1.16	0.14	-	3.23	1,811.67	80.6%	78.0%
R3.3.31	0.02	0.04	0.10	0.32	0.27	-	0.75	1,812.42	80.6%	78.0%
R4.3.31	0.10	0.00	0.00	0.48	0.26	-	0.84	1,813.26	80.7%	78.0%
R5.3.31	-	0.62	1.73	0.89	-	-	3.24	1,816.50	80.8%	78.0%
計	568.04	484.36	48.13	400.21	131.97	183.78	1816.50			

【各データについて】

整備面積は、下水道施設台帳整備業務委託で把握したデータを「平方メートル」から「ha」（小数点第三位を四捨五入）に換算している。また、四捨五入の処理を行ったため記載数値と計算合計値が合わない場合がある。

本市の公共下水道事業は、事業計画に基づき順次整備を進めており、下水道処理区域として供用開始の公示をした区域の住民には、早期の下水道接続を指導している。

下水道接続支援策として、汲取り便所または浄化槽からの転換には、改造工事費に対する融資あっせん利子補給制度、普及促進補助金を設け水洗化の普及促進に努めている。

(2) 排水設備確認申請の推移

年度	S 6 3 ~ H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	計
申請件数	16,881	328	348	348	298	263	239	18,705

(3) 融資あっせんと利子補給制度

この制度は、米沢市公共下水道処理区域内で、一日も早く下水道を利用していただくために、供用開始の公示の日から3年以内に排水設備工事をする者に対し、金融機関から改造工事資金の融資を受けることで発生する利子を、市が全額補助することで下水道の普及促進を図るものである。

- ・平成21年度から平成23年度まで、緊急経済対策のため供用開始からの年数制限を取り止めた。
- ・平成26年度から、普及促進のため供用開始からの年数制限を取り止めた。
- ・平成29年度から、普及促進のため普及促進補助金を受ける者も対象者とした。
- ・平成30年度から、普及促進のため償還期間を60月以内から96月以内とした。

制度の概要

区 分	米沢市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給規程
対 象 者	・ 下水道が使える区域内における建物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た場合に限る。） - ただし、建物の新築と法人（認可地縁団体を除く。）は対象外 ・ 改造資金を一時に負担することが困難である者 ・ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していない者 ・ 下水道供用開始の公示の日から3年以内に改造工事等を完成する者 ・ 普及促進補助金を受けない者
融 資 額	1世帯1件とし100万円以内
償還期間	融資を受けた日の属する月の翌月から起算して96月以内 ただし、期間内に一括繰上げ償還をすることができる。
償還方法	毎月、元金均等償還とし、毎月の償還額に端数があるときは、その端数金額を最初の月の償還額に合算するものとする。
利 率	融資利率は、取扱い金融機関との契約に定めるところによる。 8月1日、2月1日を基準日として長期プライムレートに0.2%を加えた率とする。
利子補給率	100%
滞納利子	償還の延滞利子は、融資あっせんを受けた者の負担とする。

利子補給の状況

貸出年度	期 間	利率 (%)	利用件数	利子補給額(円)
平成30年度	平成30年4月1日 ～ 平成30年8月31日	1.20	45	121,697
	平成30年9月1日 ～ 平成31年2月28日	1.20		
	平成31年3月1日 ～ 平成31年3月31日	1.20		
令和元年度	平成31年4月1日 ～ 令和元年8月31日	1.20	41	105,880
	令和元年9月1日 ～ 令和2年2月29日	1.15		
	令和2年3月1日 ～ 令和2年3月31日	1.15		
令和2年度	令和2年4月1日 ～ 令和2年8月31日	1.15	29	84,182
	令和2年9月1日 ～ 令和3年2月28日	1.25		
	令和3年3月1日 ～ 令和3年3月31日	1.20		
令和3年度	令和3年4月1日 ～ 令和3年8月31日	1.20	23	74,054
	令和3年9月1日 ～ 令和4年2月28日	1.20		
	令和4年3月1日 ～ 令和4年3月31日	1.20		
令和4年度	令和4年4月1日 ～ 令和4年8月31日	1.20	15	58,105
	令和4年9月1日 ～ 令和5年2月28日	1.40		
	令和5年3月1日 ～ 令和5年3月31日	1.60		

融資あっせん状況

年 度	利 子 補給率 (%)	確認 件数 A	あっせん 対象件数 B	B/A (%)	あっせん 件 数 C	利用率 C/B (%)	1件当たり 工事額平均 (千円)	融資増額 D (千円)	1件当たり 融資額平均 D/C (千円)	利子補給 総 額 (千円)
平成30年度	100	348	61	17.5	5	8.2	674	3,120	624	122
令和元年度	100	348	83	23.9	3	3.6	834	2,290	764	106
令和2年度	100	298	53	17.8	2	3.8	712	1,370	685	85
令和3年度	100	263	60	22.8	1	1.7	779	770	770	75
令和4年度	100	239	28	11.7	0	—	—	—	—	59

(4) 普及促進補助金

この補助金は、緊急経済対策の一環として平成21年度から23年度に実施された排水設備設置補助金の制度内容を見直し、供用開始3年以内の区域内で、排水設備を設置しようとする者に対して工事費の一部補助を行うことにより、公共下水道の普及促進及び早期接続を図るものである。

制度の概要

区 分	令和4年度米沢市公共下水道普及促進補助金
対象となる者及び工事	・ 供用開始3年以内の区域内における建物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た場合に限る。）。 ・ ただし、建物の新築と法人（認可地縁団体を除く。）は除く。 ・ 既設の汲取り便所を水洗化へ改造、または浄化槽の廃止を伴うこと。 ・ 補助事業に要する経費が20万円以上であること。 ・ 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。 ・ 融資あっせん利子補給を受けていないこと（令和4年度は併用可能）。
補 助 額	申請1件当たり、工事費の10％で「供用開始1年以内の区域は、最大5万円」、「供用開始2年～3年以内の区域は、最大3万円」
受付期間	令和4年4月1日から令和5年2月10日
予 算	1,600千円

令和4年度補助状況

〔工事費額は精算額、補助額は確定額〕（単位：円）

切替区分	申請件数	工事費額	1件平均	補助額	1件平均
汲 取 り	2	1,048,543	524,272	100,000	50,000
合併処理浄化槽	0	0	0	0	0
単独処理浄化槽	0	0	0	0	0
合 計	2	1,048,543	524,272	100,000	50,000

補助実績の推移

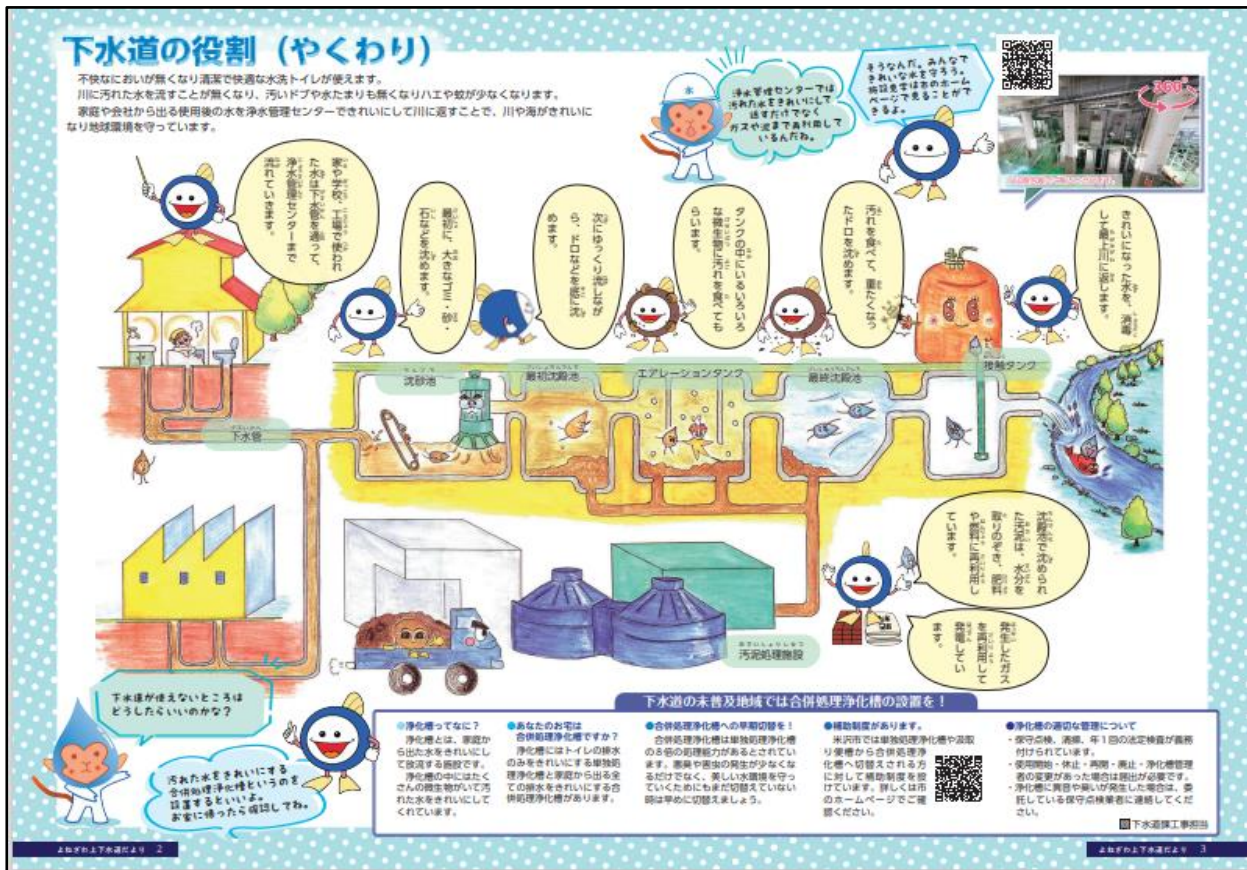
〔工事費額は精算額、補助額は確定額〕（単位：円）

年度	申請件数	工事費額	1件平均	補助額	1件平均
平成30年度	15	7,743,063	516,204	530,000	35,333
令和元年度	19	11,504,524	605,501	790,000	41,579
令和2年度	13	6,988,322	537,563	500,000	38,462
令和3年度	1	1,056,000	1,056,000	50,000	50,000
令和4年度	2	1,048,543	524,272	100,000	50,000

(5)「広報よねざわ」及び「よねざわ上下水道だより」等によるPR

「広報よねざわ」において、下水道に係る各種届出及び供用開始区域の情報提供に加え、排水設備工事に対する補助金の周知をした。

「よねざわ上下水道だより」において、「下水道の役割」として、汚水の処理工程についての記事等を掲載するなど、上下水道部の事業に対する市民の理解を深めてもらうため、全戸配布を行った。また、新たに市公式ホームページ上にて浄水管理センターを360度写真で紹介する「バーチャル施設見学」ページを公開した。



よねざわ上下水道だより 第9号 (R5.4.1発行) より抜粋

6. 水 質 規 制

下水道における水質規制は、下水道施設の損傷防止と処理機能への影響防止及び放流水の水質を排水基準に適合させ公共用水域の水質保全に資するために、下水道に排除することができる汚水の水質を、下水道法及び米沢市下水道条例によって規制することで、下水道の機能を担保しようとするものである。

(1) 特定事業場

下水道法で、工場又は事業場の製造工程等で人の健康及び生活環境の被害の生ずる恐れのあるものを含んだ汚水を排出する施設を特定施設と定め、この特定施設のある工場、事業場を特定事業場という。特定事業場には、条例で定められた汚水の排除基準に適合しない汚水を排除した場合、直罰制度等の厳しい規制が設けられている。

① 特定施設設置等の届出

特定施設の設置等をしようとするときは、あらかじめその計画について特定施設設置届出書等を提出しなければならない。

② 特定施設の設置状況

(令和5年3月31日現在)

区分	特定施設番号	該当業種又は特定施設種類	特定施設	
			特定施設設置数	除害施設設置数 (阻集器のみ設置除く)
米沢処理系統	2	畜産食料品製造業	1	1
	5	みそ、しょう油等の製造業	2	0
	8	製あん業	1	0
	16	麺類製造業	1	0
	17	豆腐製造業	1	0
	19	紡績繊維業	4	0
	23の2	印刷・製版業	1	0
	63	金属製品・機械器具製造業	1	1
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	2	2
	66	電気めっき施設	1	1
	66の5	弁当製造業	2	1
	66の6	飲食店等	2	0
	67	洗濯業	8	0
	68	写真現像業	1	0
	68の2	病院	1	0
	69	と畜業・死亡獣畜取扱業	1	1
	71	自動式車両洗浄施設	4	0
	71の2	科学技術研究等事業場	2	0
		小計	36	7
八幡原処理系統	23の2	印刷・製版業	2	0
	41	香料製造業	3	2
	46	有機化学工業製品製造業	2	1
	47	医薬品製造業	2	2
	49	農薬製造業の混合施設	1	1
	53	ガラス製品製造業	2	2
	62	非鉄金属製品製造業の用に供する施設	1	1
	63	金属製品機械器具製造業	3	3
	65	酸・アルカリによる表面処理施設	11	11
	66	電気めっき施設	4	4
	66の5	弁当製造業	1	0
	71	自動式車両洗浄施設	1	0
	71の2	科学技術研究等事業場	6	1
	71の4	産業廃棄物処理施設	1	1
	71の5	ジクロロメタンによる洗浄施設	1	0
	71の6	ジクロロメタンの蒸留施設	1	1
		小計	42	30
		合計	78	37

(注) 特定事業場届出数は、米沢処理系統は34事業場、八幡原処理系統は27事業場、計61事業場(休止中の3事業場含む。)

③ 特定事業場の汚水排除基準(直罰基準)

特定事業場が一定の排除基準(直罰基準)に適合しない汚水を排除すると、そのが直罰の対象となる。直罰対象となる項目は特定事業場が排除する汚水量で異なりその排除基準は次のとおりである。

対象物質又は項目		特 定 施 設 の 設 置 者			特定施設を設置していない者
		50m ³ /日以上	20m ³ /日以上	20m ³ /日未満	
その他の項目又は物質	温 度	(45℃)	(45℃)	(45℃)	(45℃)
	水 素 イ オ ン 濃 度	5～9	5～9	5～9	5～9
	生物化学的酸素要求量	(600)	(600)	(600)	(600)
	浮 遊 物 質 量	(600)	(600)	(600)	(600)
	よ う 素 消 費 量	(220)	(220)	(220)	(220)
	ノルマルヘキサン	鉍 油 類	5	5	5
		動植物油脂類	30	30	30
	フェノール類	5	5	5	5
	銅及びその化合物 ※	1	1	1	1
	亜鉛及びその化合物	2	2	2	2
	鉄及びその化合物(溶解性)	10	10	10	10
	マンガン及びその化合物 ※ (溶解性)	5	5	5	5
	クロム及びその化合物	2	2	2	2
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.03
	シ ア ン 化 合 物	1	1	1	1
	有 機 磷 化 合 物	1	1	1	1
	鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5
	砒素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
	アルキル水銀化合物	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
	ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003
	トリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	テトラトリクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1
	ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2
	四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02
	1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1
	シス1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02
	チウラム	0.06	0.06	0.06	0.06
	シマジン	0.03	0.03	0.03	0.03
	チオベンカルブ	0.2	0.2	0.2	0.2
	ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1
	セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1
	ほう素及びその化合物	10	10	10	10
	ふっ素及びその化合物	8	8	8	8
	1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5
	ダイオキシン類	10	10	10	10
	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	380	380	380	380

(備 考)

(R2. 3. 31)

- 1 水素イオン濃度(pH)は指数、ダイオキシン類は、pg-TEQ/ℓ、それ以外はmg/ℓである。
- 2 内は、直罰等による規制に係る排除基準である。このうち 内(斜体文字)は、直罰対象外の基準値である。
- 3 内は、除害施設の設置等の義務に係る排除基準である。
- 4 排除基準の数値の()書きは未満、その他の数値は以下を表している。
- 5 pHの排除基準は5を超え9未満である。
- 6 ※印のある欄は、山形県生活環境の保全等に関する条例に基づく上乗せ基準による。

(2) 除害施設の設置が義務付けられる事業場

特定事業場以外の事業場であっても、条例で定める基準に適合しない汚水を排出する場合は、除害施設の設置が義務付けられている。

① 除害施設設置基準

除害施設の設置義務の汚水排除基準は、特定事業場の汚水排除基準に準ずる。

② 除害施設設置の届出

除害施設の新設等をしようとするときは、あらかじめその計画について「除害施設計画確認申請書」を提出し、確認を受けなければならない。

(3) 監視と管理

① 除害施設等の監視と管理

公共下水道への排水を排除基準に適合させるための除害施設も、それを設置するだけでは常に良好な水質の排水を維持することはできない。適切な維持管理と運転が行われてその効果があることから、排水される水質の監視を十分に行うために、次の体制をとっている。

- ア 特定事業場を中心とした下水道法第13条による立入検査(立入採水)
- イ 特定施設等の設置者に対する水質の測定義務とその保存義務
八幡原立地企業の特定施設設置者に対しては、協定書により毎月1回水質測定結果の報告を課している。
- ウ 除害施設台帳の作成と整備

② 違反事業場に対する措置及び指導

立入採水等の監視の結果、汚水排除基準に違反する汚水を排除していた事業場に対しては、違反の事実を指摘し、その原因を調査し、改善を指導する。

汚水排除基準違反事業場に対する措置

- ア 「口頭注意」…… 立入時に違反行為が発見され、その場で改善できる場合
- イ 「文書注意」…… 文書による遵守通知、併せて違反原因の究明を求める。
- ウ 「警告」…… 警告書による警告を行い、併せて改善計画書の提出を求める。
- エ 「命令」…… 改善命令又は排水一時停止命令(下水道法第37条の2)
- オ 「告発」…… 命令違反等(下水道法第46条、同第46条の2第1項、同第50条)

③ 違反事業場に対する罰則

下水道法第37条の2の規定に基づく改善命令又は排水一時停止命令に従わなかった場合、下水道法第45条の規定により罰せられる。(一年以下の懲役又は百万円以下の罰金)

また、汚水排除基準に適合しない汚水を排除した場合は、米沢市公共下水道条例第41条により処分される。(五万円以下の過料)



下水道マスコット「スイスイ」

7. 下水道事業の推移

(1) 業務量の推移

① 公共下水道事業

科目 \ 年度	単位	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A - B)
事業認可面積	ha	2,248.21	2,248.21	0.00
整備面積	ha	1,816.50	1,813.26	3.24
供用開始面積	ha	1,737.25	1,732.30	4.95
行政区域内人口	人	76,556	77,654	△ 1,098
処理区域内人口	人	50,063	50,670	△ 607
普及率	%	65.4	65.3	0.1
水洗化人口	人	44,193	44,723	△ 530
水洗化率	%	88.3	88.3	0.0
水洗化世帯	世帯	19,339	19,217	122
年間総処理水量	m ³	9,361,980	8,985,730	376,250
一日処理能力（晴天時）	m ³	38,000	35,900	2,100
一日最大処理水量（晴天時）	m ³	34,520	27,700	6,820
一日平均処理水量（晴天時）	m ³	24,270	23,580	690
年間総有収水量	m ³	7,704,178	7,777,987	△ 73,809
一日平均有収水量	m ³	21,107	21,310	△ 203
有収率	%	82.3	86.6	△ 4.3
污水管延長	m	301,874.8	300,937.3	938
污水管100m当たり水洗化人口	人	14.6	14.9	△ 0.3



対前年度比率 (%)	令和 2 年度	令和元年度	平成30年度
100. 0	2, 248. 21	2, 248. 21	2, 248. 21
100. 2	1, 812. 42	1, 811. 67	1, 808. 45
100. 3	1, 729. 02	1, 727. 71	1, 722. 67
98. 6	78, 446	79, 351	80, 314
98. 8	51, 093	51, 549	52, 041
100. 2	65. 1	65. 0	64. 8
98. 8	45, 099	45, 474	45, 925
100. 0	88. 3	88. 2	88. 2
100. 6	18, 993	18, 836	18, 751
104. 2	9, 025, 680	8, 686, 420	8, 470, 800
105. 8	35, 900	35, 900	35, 900
124. 6	33, 050	28, 690	26, 680
102. 9	23, 520	23, 733	23, 208
99. 1	7, 679, 706	7, 480, 908	7, 733, 791
99. 0	21, 040	20, 440	21, 188
95. 0	85. 1	86. 1	91. 3
100. 3	300, 776. 2	300, 560. 3	299, 749. 9
98. 0	15. 0	15. 1	15. 3

② 流入水量

科目 \ 年度	単位	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A - B)
公 共 下 水 道	m ³	9,361,980	8,985,730	376,250
うち 米沢処理系統	m ³	6,467,880	6,121,380	346,500
うち 八幡原処理系統	m ³	2,894,100	2,864,350	29,750
日平均 公共下水道	m ³	25,650	24,620	1,030
日平均 米沢処理系統	m ³	17,720	16,770	950
日平均 八幡原処理系統	m ³	7,930	7,850	80
農 業 集 落 排 水	m ³	31,147	31,925	△ 778
日平均 農業集落排水	m ³	85.3	87.5	△ 2.2

③ 汚泥搬出量、再資源化率、含水率

科目 \ 年度	単位	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A - B)
汚泥搬出量（公共下水道）	t	3,743.79	3,678.76	65.0
うち 埋立	t	928.11	1,017.25	△ 89.1
うち コンポスト化	t	2,612.05	2,452.06	160.0
うち 燃料化エネルギー	t	203.63	209.45	△ 5.8
再資源化率	%	75.2	72.3	2.9
含 水 率	%	81.2	80.5	0.7
汚泥搬出量（農業集落排水）	t	78.80	66.33	12.5

対前年度比率 (%)	令和 2 年度	令和元年度	平成30年度
104. 2	9, 025, 680	8, 686, 420	8, 391, 330
105. 7	6, 295, 010	5, 879, 330	5, 584, 370
101. 0	2, 730, 670	2, 807, 090	2, 806, 960
104. 2	24, 730	23, 734	22, 990
105. 7	17, 250	16, 064	15, 300
101. 0	7, 480	7, 670	7, 690
97. 6	32, 325	32, 817	34, 640
97. 5	89	90	95

対前年度比率 (%)	令和 2 年度	令和元年度	平成30年度
101. 8	3, 940. 5	3, 452. 8	3, 894. 5
91. 2	1, 165. 3	1, 049. 8	1, 384. 6
106. 5	2, 507. 2	2, 069. 0	1, 996. 8
97. 2	268. 1	334. 0	513. 1
104. 0	70. 4	69. 6	64. 4
100. 9	80. 5	81. 7	80. 8
118. 8	74. 5	56. 0	38. 3

④ 農業集落排水事業

科目 \ 年度	単位	令和4年度 (A)	令和3年度 (B)	増 減 (A - B)
事業認可面積	ha	32.97	32.97	0.00
整備面積	ha	32.97	32.97	0.00
供用開始面積	ha	32.97	32.97	0.00
処理区域内人口	人	390	396	△ 6
普及率	%	100.0	100.0	0.0
水洗化人口	人	342	348	△ 6
水洗化率	%	87.7	87.9	△ 0.2
水洗化世帯	世帯	117	116	1
年間総処理水量	m ³	31,147	31,925	△ 778
一日処理能力（晴天時）	m ³	144	279	△ 135.0
一日最大処理水量（晴天時）	m ³	97.4	96.6	0.8
一日平均処理水量（晴天時）	m ³	83.8	86.2	△ 2.4
年間有収水量	m ³	32,163	32,492	△ 329
一日平均有収水量	m ³	88.0	89.0	△ 1.0
有収率	%	103.3	101.8	1.5
污水管延長	m	5,830.9	5,830.9	0.0
污水管100m当たり水洗化人口	人	5.9	6.0	△ 0.1

対前年度比率 (%)	令和 2 年度	令和元年度	平成30年度
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
100.0	32.97	32.97	32.97
98.5	402	410	427
100.0	100.0	100.0	100.0
98.3	353	360	375
99.8	87.8	87.8	87.8
100.9	118	118	117
97.6	32,325	32,817	34,640
51.6	279	300	300
100.8	97.3	149.5	125.0
97.2	87.6	89.7	94.9
99.0	32,731	32,492	34,379
98.9	90.0	89.0	94.0
101.5	101.3	99.0	99.2
100.0	5,830.9	5,830.9	5,830.9
98.3	6.1	6.2	6.4

(2)使用料単価及び污水处理原価

年 度	区分 種別	有収水量 (m ³)	下水道使用料 (円)	使用料単価 (円)	污水处理費用 (円)	污水处理原価 (円)	販売利益 (円)
4	公共下水道	7,704,178	1,098,912,503	142.64	1,205,626,700	156.49	△ 13.85
	農業集落排水	32,163	5,368,219	166.90	21,005,683	653.11	△ 486.21
3	公共下水道	7,777,987	1,110,078,978	142.72	1,166,698,050	150.00	△ 7.28
	農業集落排水	32,492	5,436,283	167.30	6,427,881	197.83	△ 30.53
2	公共下水道	7,679,706	1,092,571,488	142.27	1,156,169,967	150.55	△ 8.28
	農業集落排水	32,731	5,451,678	166.57	6,431,860	196.51	△ 29.94

8. 使用料・受益者負担金及び分担金

(1) 下水道使用料・農業集落排水使用料

米沢浄水管理センターの維持管理や下水道管渠の清掃修理等の維持管理費用と資本費の返済に充てるため、下水道の利用者から排除汚水量に応じて使用料として徴収する。消費税率改定に伴い、令和元年10月に料金改定を行った。（1使用月当たりの使用料の額は、次の区分に応じ算定した額とする。）

なお、農業集落排水使用料についても同じ料金体系としている。

下水道・農業集落排水使用料金

（消費税及び地方消費税込み）

区 分		米沢市公共下水道条例		
		排除汚水量	令和元年10月から	平成26年4月から 令和元年9月まで
一般 汚 水	基本使用料	10m ³ までの分	1,595.00円	1,566.00円
	従量使用料 (1m ³ 当たり)	10m ³ を超え20m ³ まで	178.20円	174.96円
		20m ³ を超え30m ³ まで	190.30円	186.84円
		30m ³ を超え50m ³ まで	206.80円	203.04円
		50m ³ を超え100m ³ まで	213.40円	209.52円
		100m ³ を超え500m ³ まで	218.90円	214.92円
		500m ³ を超える分	224.40円	220.32円
	公衆浴場汚水（1m ³ 当たり）		38.50円	37.80円
八幡原工業団地汚水（1m ³ 当たり）			77.00円	75.60円

下水道使用料 = 基本使用料 + 従量使用料（1円未満の端数切り捨て）

注）（ア）使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合

合の1使用月当たりの使用料の額は基本使用料の欄に定める排除汚水量の2分の1以下のときは2分の1の額、それ以外のときは規定する使用料の額とする。

（イ）使用水量の算定方法

- 1）水道水のみを使用している場合は水道水の使用水量を汚水量とする。
- 2）水道水と水道水以外の水を家庭用として使用する場合
 - ・水道水以外の水にメーターを設置したときは、両方のメーターを合算
 - ・水道水以外にメーターを設置しないときは、水道水の使用水量に1人当たり1使用月3m³を合算
- 3）水道水以外の水のみを使用している場合
 - ・メーターを設置した場合はメーター水量
 - ・メーターを設置しない場合は1人当たり1使用月に6m³
- 4）家庭用以外に使用している場合は、使用者の使用の態様を勘案して認定した使用水量

(2) 受益者負担金及び分担金

下水道を計画的にかつ早期に整備していくため建設費の一部として都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、条例を制定し昭和63年度から下水道の恩恵を受ける土地の所有者等に対して賦課、徴収している。

制度の概要

区 分		米沢市公共下水道事業受益者負担に関する条例
負 担 率		対象事業費の4分の3
負 担 区 の 名 称		1㎡当たりの負担金の額
受益者負担金	中部負担区	332円
	北部第1負担区	
	八幡原第1負担区	
	八幡原第2負担区	
	西部負担区	428円
	北部第2負担区	
	東部負担区	460円
	オフィス・アルカディア負担区	202円
	北部第3負担区	439円
分担金	中部第2負担区	350円
	西部第2負担区	441円
	東部第2負担区	460円
	北部第4負担区	439円
	上郷負担区	351円
納入方法		1年を3期に分割して3年間9期で徴収する。 ただし、受益者が納期前納付を申し出たときはその限りでない。 納期は、 第1期 7月15日から同月31日まで 第2期 10月15日から同月31日まで 第3期 翌年1月15日から同月31日まで

(3) 分担金

受益者負担金・分担金の賦課対象区域外から公共下水道へ汚水を流入させる場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条に基づき、条例を制定し平成9年度から下水道の恩恵を受ける土地の所有者等に対して賦課、徴収している。

制度の概要

区 分	米沢市公共下水道事業分担金徴収条例
負 担 率	対象事業費の4分の3
負 担 区 の 名 称	1 m ² 当たりの負担金の額
中部負担区	3 3 2 円
北部第1負担区	
八幡原第1負担区	
八幡原第2負担区	
西部負担区	4 2 8 円
北部第2負担区	
東部負担区	4 6 0 円
中部第2負担区	3 5 0 円
西部第2負担区	4 4 1 円
東部第2負担区	4 6 0 円
北部第3負担区	4 3 9 円
北部第4負担区	
上郷負担区	3 5 1 円
納入方法	一括で徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

9. 財政状況(令和4年度決算)

(1) 令和4年度事業概況

令和4年度の公共下水道事業については、米沢浄水管理センターの管理施設の耐震及び更新並びに中田町中継ポンプ場の電気設備更新を行い、農業集落排水事業については、処理施設改築工事を行った。

また、し尿受入施設整備事業においては、令和7年度供用開始に向けて、実施設計を行った。

公共下水道の令和4年度末現在の水洗化人口は44,193人で、前年度より530人減少し、水洗化世帯は19,339世帯で、前年度より122世帯増加した。

1年間の総流入水量は、前年度より37万6,250 m^3 増の936万1,980 m^3 、一日平均流入水量は、前年度より1,031 m^3 増の2万5,649 m^3 となった。

また、1年間の総有収水量は、前年度より7万3,809 m^3 減の770万4,178 m^3 で、有収率は82.3%となり前年度より4.3ポイント下がった。

農業集落排水事業については、令和4年度末現在の水洗化人口は342人で、前年度より6人減少し、水洗化世帯は117世帯で前年度より1世帯増加となった。

1年間の総流入水量は、前年度より778 m^3 減の3万1,147 m^3 、一日平均流入水量は、前年度より2 m^3 減の85 m^3 となった。

また、1年間の総有収水量は、前年度より329 m^3 減の3万2,163 m^3 であったものの、有収率は103.3%となり前年度より1.5ポイント上がった。

公共下水道事業の建設改良事業については、污水管布設等の管渠整備事業を4,389万円、米沢浄水管理センター等の改築事業を令和3年度からの継続事業と合わせて5億9,589万円、し尿受入施設整備事業は6,024万2千円、農業集落排水事業は、施設改築事業を1億3,831万3千円で実施した。

収益的収入及び支出については、消費税額抜きで公共下水道事業収益の総額は21億1,876万6千円、農業集落排水事業収益の総額は3,580万7千円となった。

また、公共下水道事業費用の総額は22億1,138万1千円、農業集落排水事業費用の総額は4,231万1千円となった。この結果、当年度は9,911万9千円の純損失となり、当年度末処分利益剰余金は3,396万6千円となった。

資本的収入及び支出については、消費税額込みで公共下水道事業資本的収入の総額は14億7,421万3千円、農業集落排水事業資本的収入の総額は1億5,132万3千円となった。

また、公共下水道事業資本的支出の総額は20億3,673万8千円、農業集落排水事業資本的支出の総額は、1億6,178万7千円となった。この結果生じた資本的収支不足額5億7,298万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填した。

(2) 予算決算対照表

① 収益の収入及び支出

(単位：円・%)

区 分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率
収 入	公共下水道事業収益 （うち仮受消費税）	2, 179, 846, 000	2, 228, 775, 343 (110, 021, 601)	48, 929, 343	102. 2
	(1) 営業収益 （うち仮受消費税）	1, 253, 264, 000	1, 248, 517, 490 (109, 814, 116)	△ 4, 746, 510	99. 6
	(2) 営業外収益 （うち仮受消費税）	926, 582, 000	980, 257, 853 (207, 485)	53, 675, 853	105. 8
	農業集落排水事業収益 （うち仮受消費税）	45, 505, 000	42, 508, 754 (536, 359)	△ 2, 996, 246	93. 4
	(1) 営業収益 （うち仮受消費税）	5, 837, 000	5, 904, 578 (536, 359)	67, 578	101. 2
	(2) 営業外収益 （うち仮受消費税）	39, 668, 000	36, 604, 176	△ 3, 063, 824	92. 3
支 出	公共下水道事業費用 （うち仮払消費税）	2, 383, 834, 000	2, 294, 508, 004 (47, 250, 633)	△ 89, 325, 996	96. 3
	(1) 営業費用 （うち仮払消費税）	2, 042, 172, 046	1, 986, 213, 799 (47, 209, 813)	△ 55, 958, 247	97. 3
	(2) 営業外費用 （うち仮払消費税）	338, 661, 954	308, 294, 205 (40, 820)	△ 30, 367, 749	91. 0
	(3) 予備費	3, 000, 000		△ 3, 000, 000	0. 0
	農業集落排水事業費用 （うち仮払消費税）	55, 477, 000	42, 638, 794 (636, 844)	△ 12, 838, 206	76. 9
	(1) 営業費用 （うち仮払消費税）	44, 128, 000	33, 752, 071 (636, 844)	△ 10, 375, 929	76. 5
	(2) 営業外費用 （うち仮払消費税）	9, 349, 000	8, 886, 723	△ 462, 277	95. 1
	(3) 予備費	2, 000, 000		△ 2, 000, 000	0. 0

② 資本の収入及び支出

(単位：円・%)

区 分		予算額	決算額	差引増減 又は不用額	執行率
収 入	公共下水道事業資本の収入 (うち仮受消費税)	2,046,353,000	1,474,212,660	△ 572,140,340	72.0
	(1)企業債	1,205,600,000	911,100,000	△ 294,500,000	75.6
	(2)他会計負担金	188,693,000	188,687,890	△ 5,110	100.0
	(3)補助金	644,370,000	364,391,000	△ 279,979,000	56.5
	(4)負担金		21,000	21,000	—
	(5)受益者負担金及び分担金	7,690,000	10,012,770	2,322,770	130.2
	農業集落排水事業資本の収入 (うち仮受消費税)	150,168,000	151,323,000	1,155,000	100.8
	(1)企業債	70,800,000	70,200,000	△ 600,000	99.2
	(2)他会計補助金	9,295,000	11,000,000	1,705,000	118.3
	(3)補助金	70,073,000	70,073,000	0	100.0
(4)受益者負担金及び分担金		50,000	50,000	—	
支 出	公共下水道事業資本の支出 (うち仮払消費税)	2,571,733,000	2,036,737,546 (67,881,258)	△ 534,995,454	79.2
	(1)建設改良費 (うち仮払消費税)	1,296,786,000	761,791,834 (67,881,258)	△ 534,994,166	58.7
	(2)企業債償還金	1,274,947,000	1,274,945,712	△ 1,288	100.0
	農業集落排水事業資本の支出 (うち仮払消費税)	162,498,000	161,786,822 (12,757,700)	△ 711,178	99.6
	(1)建設改良費 (うち仮払消費税)	141,045,000	140,334,700 (12,757,700)	△ 710,300	99.5
	(2)企業債償還金	21,453,000	21,452,122	△ 878	100.0

(3) 損益及び資本的収支比較

① 収益比較

税抜き（単位：円・％）

年 度 科 目	令和4年度		令和3年度		増 減	対前年度 増減比率
	金額	構成比	金額	構成比		
公共下水道事業収益	2,118,766,389	98.3	2,241,440,237	98.6	△ 122,673,848	94.5
営業収益	1,138,703,374	52.9	1,158,599,023	50.9	△ 19,895,649	98.3
下水道使用料	1,098,912,503	51.0	1,110,078,978	48.8	△ 11,166,475	99.0
他会計負担金	39,787,809	1.8	48,517,595	2.1	△ 8,729,786	82.0
その他営業収益	3,062	0.0	2,450	0.0	612	125.0
営業外収益	980,063,015	45.5	1,082,841,214	47.6	△ 102,778,199	90.5
他会計負担金	152,767,468	7.1	313,941,031	13.8	△ 161,173,563	48.7
長期前受金戻入	766,633,465	35.6	732,074,178	32.2	34,559,287	104.7
受託業務収益	30,845,032	1.4	36,708,317	1.6	△ 5,863,285	84.0
雑収益	29,817,050	1.4	117,688	0.0	29,699,362	25,335.7
農業集落排水事業収益	35,806,495	1.7	32,642,731	1.4	3,163,764	109.7
営業収益	5,368,219	0.2	5,436,283	0.2	△ 68,064	98.7
農業集落排水使用料	5,368,219	0.2	5,436,283	0.2	△ 68,064	98.7
営業外収益	30,438,276	1.4	27,206,448	1.2	3,231,828	111.9
他会計負担金	13,747,213	0.6	10,637,315	0.5	3,109,898	129.2
他会計補助金	3,028,290	0.1	5,162,685	0.2	△ 2,134,395	58.7
長期前受金戻入	13,662,773	0.6	11,401,016	0.5	2,261,757	119.8
雑収益		0.0	5,432	0.0	△ 5,432	皆減
事業収益合計	2,154,572,884	100.0	2,274,082,968	100.0	△ 119,510,084	94.7

② 費用比較

税抜き（単位：円・％）

科 目	令和4年度		令和3年度		増 減	対前年度 増減比率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
公共下水道事業費用	2,211,381,023	98.1	2,105,174,721	98.7	106,206,302	105.0
営業費用	1,938,965,509	86.0	1,823,854,399	85.5	115,111,110	106.3
管渠費	78,434,254	3.5	57,116,061	2.7	21,318,193	137.3
処理場・ポンプ場費	392,350,550	17.4	368,516,226	17.3	23,834,324	106.5
業務費	14,082,823	0.6	13,908,026	0.7	174,797	101.3
排水指導費	9,049,178	0.4	8,861,442	0.4	187,736	102.1
総係費	130,157,069	5.8	135,962,100	6.4	△ 5,805,031	95.7
減価償却費	1,281,347,143	56.9	1,205,826,531	56.5	75,520,612	106.3
資産減耗費	33,064,419	1.5	33,249,024	1.6	△ 184,605	99.4
その他営業費用	480,073	0.0	414,989	0.0	65,084	115.7
営業外費用	272,415,514	12.1	281,320,322	13.2	△ 8,904,808	96.8
支払利息及び企業債取扱諸費	197,051,525	8.7	221,520,072	10.4	△ 24,468,547	89.0
受託業務費	30,845,032	1.4	36,708,317	1.7	△ 5,863,285	84.0
雑支出	44,518,957	2.0	23,091,933	1.1	21,427,024	192.8
農業集落排水事業費用	42,310,881	1.9	28,466,212	1.3	13,844,669	148.6
営業費用	33,115,238	1.5	25,306,633	1.2	7,808,605	130.9
管渠費	12,300	0.0	12,300	0.0	0	100.0
処理場・ポンプ場費	6,036,102	0.3	5,815,698	0.3	220,404	103.8
総係費	387,049	0.0	357,512	0.0	29,537	108.3
減価償却費	18,437,363	0.8	19,117,488	0.9	△ 680,125	96.4
資産減耗費	8,242,413	0.4		0.0	8,242,413	皆増
その他営業費用	11	0.0	3,635	0.0	△ 3,624	0.3
営業外費用	9,195,643	0.4	3,159,579	0.1	6,036,064	291.0
支払利息及び企業債取扱諸費	2,502,835	0.1	2,920,843	0.1	△ 418,008	85.7
雑支出	6,692,808	0.3	238,736	0.0	6,454,072	2,803.4
事業費用合計	2,253,691,904	100.0	2,133,640,933	100.0	120,050,971	105.6

③ 損益計算比較

事業計

税抜き（単位：円・％）

年 度 科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減比率	
			増 減	増減比率
經常収益	2,154,572,884	2,274,082,968	△ 119,510,084	94.7
營業収益	1,144,071,593	1,164,035,306	△ 19,963,713	98.3
營業外収益	1,010,501,291	1,110,047,662	△ 99,546,371	91.0
經常費用	2,253,691,904	2,133,640,933	120,050,971	105.6
營業費用	1,972,080,747	1,849,161,032	122,919,715	106.6
營業外費用	281,611,157	284,479,901	△ 2,868,744	99.0
經常損益	△ 99,119,020	140,442,035	△ 239,561,055	△ 70.6
当年度純損益	△ 99,119,020	140,442,035	△ 239,561,055	△ 70.6
当年度未処分利益余剰金	33,965,996	133,085,016	△ 99,119,020	25.5
事業収益対事業費用比率	95.6	106.6	△ 11.0	89.7

(1)公共下水道事業

税抜き（単位：円・％）

年 度 科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減比率	
			増 減	増減比率
經常収益	2,118,766,389	2,241,440,237	△ 122,673,848	94.5
營業収益	1,138,703,374	1,158,599,023	△ 19,895,649	98.3
營業外収益	980,063,015	1,082,841,214	△ 102,778,199	90.5
經常費用	2,211,381,023	2,105,174,721	106,206,302	105.0
營業費用	1,938,965,509	1,823,854,399	115,111,110	106.3
營業外費用	272,415,514	281,320,322	△ 8,904,808	96.8
經常損益	△ 92,614,634	136,265,516	△ 228,880,150	△ 68.0
当年度純損益	△ 92,614,634	136,265,516	△ 228,880,150	△ 68.0
当年度未処分利益余剰金	35,118,587	127,733,221	△ 92,614,634	27.5
事業収益対事業費用比率	95.8	106.5	△ 10.7	90.0

(2)農業集落排水事業

税抜き（単位：円・％）

年 度 科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減比率	
			増 減	増減比率
經常収益	35,806,495	32,642,731	3,163,764	109.7
營業収益	5,368,219	5,436,283	△ 68,064	98.7
營業外収益	30,438,276	27,206,448	3,231,828	111.9
經常費用	42,310,881	28,466,212	13,844,669	148.6
營業費用	33,115,238	25,306,633	7,808,605	130.9
營業外費用	9,195,643	3,159,579	6,036,064	291.0
經常損益	△ 6,504,386	4,176,519	△ 10,680,905	△ 155.7
当年度純損益	△ 6,504,386	4,176,519	△ 10,680,905	△ 155.7
当年度未処分利益余剰金	△ 1,152,591	5,351,795	△ 6,504,386	△ 21.5
事業収益対事業費用比率	84.6	114.7	△ 30.0	73.8

④ 資本の収入比較

税込み (単位：円・%)

年 度 科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減比率	
			増 減	増減比率
公共下水道事業資本の収入	1,474,212,660	902,219,737	571,992,923	163.4
企業債	911,100,000	540,000,000	371,100,000	168.7
企業債	911,100,000	540,000,000	371,100,000	168.7
他会計負担金	188,687,890	187,707,847	980,043	100.5
他会計負担金	188,687,890	187,707,847	980,043	100.5
補助金	364,391,000	161,038,000	203,353,000	226.3
補助金	364,391,000	161,038,000	203,353,000	226.3
負担金	21,000	3,443,000	△ 3,422,000	0.6
負担金	21,000	3,443,000	△ 3,422,000	0.6
受益者負担金及び分担金	10,012,770	10,030,890	△ 18,120	99.8
受益者負担金及び分担金	10,012,770	10,030,890	△ 18,120	99.8
農業集落排水事業資本の収入	151,323,000	2,227,000	149,096,000	6,794.9
企業債	70,200,000	1,100,000	69,100,000	6,381.8
企業債	70,200,000	1,100,000	69,100,000	6,381.8
他会計補助金	11,000,000		11,000,000	皆増
他会計補助金	11,000,000		11,000,000	皆増
補助金	70,073,000	1,127,000	68,946,000	6,217.7
補助金	70,073,000	1,127,000	68,946,000	6,217.7
受益者負担金及び分担金	50,000		50,000	皆増
受益者負担金及び分担金	50,000		50,000	皆増
資本の収入合計	1,625,535,660	904,446,737	721,088,923	179.7

⑤ 資本の支出比較

税込み (単位：円・%)

年 度 科 目	令和4年度	令和3年度	対前年度増減比率	
			増 減	増減比率
公共下水道事業資本の支出	2,036,737,546	1,591,615,853	445,121,693	128.0
建設改良費	761,791,834	361,367,013	400,424,821	210.8
管渠整備事業費	58,518,130	47,852,039	10,666,091	122.3
処理場改築事業費	641,191,217	302,880,126	338,311,091	211.7
し尿受入施設整備事業費	60,242,000	6,886,000	53,356,000	874.8
営業設備費	663,520	3,382,170	△ 2,718,650	19.6
補助金返還金	1,176,967	366,678	810,289	321.0
企業債償還金	1,274,945,712	1,230,248,840	44,696,872	103.6
企業債償還金	1,274,945,712	1,230,248,840	44,696,872	103.6
農業集落排水事業資本の支出	161,786,822	23,085,082	138,701,740	700.8
建設改良費	140,334,700	2,255,000	138,079,700	6,223.3
処理場改築事業費	140,334,700	2,255,000	138,079,700	6,223.3
企業債償還金	21,452,122	20,830,082	622,040	103.0
企業債償還金	21,452,122	20,830,082	622,040	103.0
資本の支出合計	2,198,524,368	1,614,700,935	583,823,433	136.2

⑥ 費用別污水处理原価構成表

公共下水道事業

(単位：円・%)

年度 項目	令和4年度			令和3年度			増 減		対前年度 増減比率
	金額	構成比	污水处理 原価	金額	構成比	污水处理 原価	金額	污水处理 原価	
1 職員給与費	123,594	10.25	16.04	123,817	10.61	15.91	△ 223	0.13	99.8
2 支払利息	181,132	15.02	23.50	203,857	17.47	26.20	△ 22,725	△ 2.70	88.9
3 減価償却費	373,953	31.02	48.54	337,965	28.97	43.45	35,988	5.09	110.6
4 動力費	61,250	5.08	7.95	63,080	5.41	8.12	△ 1,830	△ 0.17	97.1
5 修繕費	48,776	4.05	6.34	59,788	5.13	7.70	△ 11,012	△ 1.36	81.6
6 薬品費	13,625	1.13	1.77	13,200	1.13	1.70	425	0.07	103.2
7 委託料	239,277	19.85	31.06	223,082	19.12	28.68	16,195	2.38	107.3
8 その他	164,020	13.6	21.29	141,908	12.16	18.24	22,112	3.05	115.6
合 計	1,205,627	100.0	156.49	1,166,697	100.0	150.00	38,930	6.49	103.3

農業集落排水事業

(単位：円・%)

年度 項目	令和4年度			令和3年度			増 減		対前年度 増減比率
	金額	構成比	污水处理 原価	金額	構成比	污水处理 原価	金額	污水处理 原価	
1 職員給与費									
2 支払利息									
3 減価償却費									
4 動力費	2,128	10.13	66.16	2,166	33.70	66.67	△ 38	△ 0.51	98.2
5 修繕費	0	0.00	0.00	410	6.38	12.62	△ 410	△ 12.62	皆減
6 薬品費	0	0.00	0.00	25	0.39	0.77	△ 25	△ 0.77	皆減
7 委託料	2,912	13.86	90.52	2,657	41.33	81.76	255	8.76	109.6
8 その他	15,966	76.01	496.43	1,170	18.20	36.01	14,796	460.42	1364.6
合 計	21,006	100.00	653.11	6,428	100.00	197.83	14,578	455.28	326.8

(注)

- ・費用＝污水处理費
- ・污水处理原価＝〈費用の各項目(※)÷年間総有収水量〉
- (※)污水处理に伴う経費のみ計上
- ・R2年度より職員給与費に会計年度任用職員及び再任用職員に係る人件費を含む。
- ・職員給与費から児童手当を除く。

(4)費用構成

① 費用節別比較表

税抜き（単位：円・％）

区分 節	金 額		構成比率		増 減 (A－B)	対前年度 増減比率
	令和4年度(A)	令和3年度(B)	4年度	3年度		
1 給料	63,442,820	57,863,932	2.8	2.7	5,578,888	9.6
2 手当	25,228,740	23,451,909	1.1	1.1	1,776,831	7.6
3 賞与引当金繰入額	9,739,260	8,930,214	0.4	0.4	809,046	9.1
4 退職給付引当金繰入額	21,974,451	30,501,191	1.0	1.1	△ 8,526,740	△ 28.0
5 報酬	0	1,715,454	0.0	0.0	△ 1,715,454	皆減
6 法定福利費	19,032,350	17,640,379	0.8	0.8	1,391,971	7.9
7 厚生費	123,118	29,529	0.0	0.0	93,589	316.9
8 旅費	208,328	22,800	0.0	0.0	185,528	813.7
9 食糧費	10,791		0.0	0.0	10,791	皆増
10 公課費	13,200	40,800	0.0	0.0	△ 27,600	△ 67.6
11 備消耗品費	4,416,510	3,451,293	0.2	0.3	965,217	28.0
12 材料費	5,990,512	6,330,006	0.3	0.3	△ 339,494	△ 5.4
13 被服費	75,450	154,550	0.0	0.0	△ 79,100	△ 51.2
14 光熱水費	1,082,961	1,049,681	0.1	0.0	33,280	3.2
15 動力費	88,590,406	65,250,114	3.9	2.9	23,340,292	35.8
16 薬品費	13,658,160	13,225,205	0.6	0.6	432,955	3.3
17 燃料費	2,646,610	2,332,962	0.1	0.1	313,648	13.4
18 印刷製本費	137,418	86,650	0.0	0.0	50,768	58.6
19 修繕費	49,295,900	60,198,090	2.2	2.4	△ 10,902,190	△ 18.1
20 通信運搬費	856,655	996,497	0.1	0.1	△ 139,842	△ 14.0
21 手数料	335,866	514,014	0.0	0.0	△ 178,148	△ 34.7
22 委託料	247,293,885	226,834,629	11.0	11.1	20,459,256	9.0
23 賃借料	546,414	620,575	0.0	0.0	△ 74,161	△ 12.0
24 負担金	78,406,809	76,420,304	3.5	3.7	1,986,505	2.6
25 保険料	688,318	678,884	0.1	0.0	9,434	1.4
26 補助交付金	22,698,105	28,266,054	1.0	1.2	△ 5,567,949	△ 19.7
27 貸倒引当金繰入額	4,861,320	651,966	0.2	0.0	4,209,354	645.6
28 減価償却費	1,299,784,506	1,224,944,019	57.7	57.1	74,840,487	6.1
29 資産減耗費	41,306,832	33,249,024	1.8	0.0	8,057,808	24.2
30 その他営業費用	480,084	418,624	0.0	0.1	61,460	14.7
31 支払利息	199,554,360	224,440,915	8.9	11.5	△ 24,886,555	△ 11.1
32 その他営業外費用	51,211,765	23,330,669	2.3	2.5	27,881,096	119.5
合 計	2,253,691,904	2,133,640,933	100.0	100.0	120,050,971	5.6

(5)貸借対照表

① 資産比較

(単位：円・%)

科目	令和4年度		令和3年度		増 減	対前年度 増減比率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
固定資産	33,994,693,063	99.2	34,432,674,592	99.1	△ 437,981,529	△ 1.3
有形固定資産	33,994,693,063	99.2	34,432,674,592	99.1	△ 437,981,529	△ 1.3
流動資産	269,564,212	0.8	296,736,794	0.9	△ 27,172,582	△ 9.2
現金預金	227,037,850	0.7	255,249,238	0.7	△ 28,211,388	△ 11.1
未収金	48,422,201	0.1	42,672,965	0.1	5,749,236	13.5
貸倒引当金	△ 5,895,839	0.0	△ 1,185,409	0.0	△ 4,710,430	397.4
資産合計	34,264,257,275	100.0	34,729,411,386	100.0	△ 465,154,111	△ 1.3

② 負債比較

(単位：円・%)

科目	令和4年度		令和3年度		増 減	対前年度 増減比率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
固定負債	13,231,223,933	38.6	13,485,859,216	38.8	△ 254,635,283	△ 1.9
企業債	13,192,823,933	38.5	13,457,059,216	38.7	△ 264,235,283	△ 2.0
引当金	38,400,000	0.1	28,800,000	0.1	9,600,000	33.3
流動負債	1,335,867,410	3.9	1,392,828,873	4.0	△ 56,961,463	△ 4.1
企業債	1,245,535,283	3.6	1,296,397,834	3.7	△ 50,862,551	△ 3.9
未払金	79,458,157	0.2	86,443,210	0.2	△ 6,985,053	△ 8.1
前受金	82,117	0.0	66,262	0.0	15,855	23.9
引当金	10,791,853	0.0	9,921,567	0.0	870,286	8.8
繰延収益	14,596,038,949	42.6	14,650,477,294	42.2	△ 54,438,345	△ 0.4
長期前受金	17,144,057,426	50.0	16,444,963,536	47.4	699,093,890	4.3
長期前受金収益化累計額	△ 2,548,018,477	△ 7.4	△ 1,794,486,242	△ 5.2	△ 753,532,235	42.0
負債合計	29,163,130,292	85.1	29,529,165,383	85.0	△ 366,035,091	△ 1.2

③ 資本比較

(単位：円・%)

科目	令和4年度		令和3年度		増 減	対前年度 増減比率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
資本金	4,512,006,977	13.2	4,512,006,977	13.0	0	0.0
剰余金	589,120,006	1.7	688,239,026	2.0	△ 99,119,020	△ 14.4
資本剰余金	555,154,010	1.6	555,154,010	1.6	0	0.0
欠損金/利益剰余金	33,965,996	0.1	133,085,016	0.4	△ 99,119,020	△ 74.5
資本合計	5,101,126,983	14.9	5,200,246,003	15.0	△ 99,119,020	△ 1.9
負債資本合計	34,264,257,275	100.0	34,729,411,386	100.0	△ 465,154,111	△ 1.3

(6)経営分析表

(単位：％、回)

区分	分析項目	算式	4年度	3年度	2年度	元年度	説明
構成比率	固定資産構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}} \times 100$	99.2	99.1	99.2	99.7	総資産のうち固定資産の占める割合を表す。比率の小さいほうがよい。
	自己資本構成比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$ *自己資本＝資本金+剰余金 +評価差額等+繰延収益 *総資本＝負債・資本合計	57.5	57.2	56.3	55.6	総資本のうち自己資本の占める割合を表す。数値が大きいほどよい。
財務比率	固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	172.6	173.5	176.0	179.2	自己資本のうち固定資産の占める割合を表す。一般的に100%以下が望ましい。公営企業では設備取得を企業債に依存するので、比率は大となる。
	固定資産対長期資本比率 (長期適合率)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本合計}+\text{固定負債}+\text{繰延収益}} \times 100$	103.2	103.3	103.0	103.4	固定資産が資本金と固定負債の範囲内か否かをみる。100%以下が望ましい。
	流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	20.2	21.3	22.6	7.4	1年以内に現金化できる資産と1年以内に支払わなければならない負債との対比で支払能力を判定する。200%以上がよい。
	当座比率	$\frac{\text{現金預金}+(\text{未収金}-\text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$	20.2	21.3	22.6	7.4	現金、預金及び容易に現金化しうる未収金などの当座資産と流動負債との対比で支払能力をみる。100%以上が望ましい。
回転率	固定資産回転率	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{平均固定資産}}$	0.03回	0.03回	0.03回	0.03回	営業収益と設備に投下された資本との関係で、固定資産の利用度をみる。数値が大きいほどよい。
収益率	総資本利益率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均総資本}} \times 100$	△ 0.3	0.4	0.1	△ 0.1	企業に投下された資本によってどれだけの利益が得られたかを表す。比率が高いほどよい。
	自己資本利益率	$\frac{\text{当年度純利益}}{\text{平均自己資本}} \times 100$	△ 0.5	0.7	0.1	△ 0.2	自己資本によってもたらされた利益の比率を表す。比率が高いほど経営成績がよい。
	総収益対総費用比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	95.6	106.6	101.3	98.4	収益と費用の相対的な関連性を示す。数値が高いほどよい。
	営業収益対営業費用比率 (営業収支比率)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費用}} \times 100$	58.0	62.9	62.7	61.5	営業収益とそれに要した営業費用を対比し、業務活動の能率を表す。数値が高いほどよい。
その他の	有収率 (公共下水道)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$	82.3	86.6	85.1	86.1	処理場に流入した汚水のうち、使用者から料金として徴収される水量の割合。数値が高いほどよい。
	有収率 (農集排)	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$	103.3	101.8	101.3	99.0	
	施設利用率 (公共下水道)	$\frac{\text{一日平均処理水量(晴天時)}}{\text{一日処理能力(晴天時)}} \times 100$	63.9	65.7	65.5	64.0	施設の利用状況の良否をみる。100%に近いほど有効に使用されている。
	施設利用率 (農集排)	$\frac{\text{一日平均処理水量(晴天時)}}{\text{一日処理能力(晴天時)}} \times 100$	58.3	30.8	31.5	32.6	
	最大稼働率 (公共下水道)	$\frac{\text{一日最大処理水量(晴天時)}}{\text{一日処理能力(晴天時)}} \times 100$	90.8	77.2	92.1	79.9	処理能力に対する最大の割合で、施設の利用の適切性をみる。
	最大稼働率 (農集排)	$\frac{\text{一日最大処理水量(晴天時)}}{\text{一日処理能力(晴天時)}} \times 100$	67.4	34.8	34.8	53.8	
	負荷率 (公共下水道)	$\frac{\text{一日平均処理水量(晴天時)}}{\text{一日最大処理水量(晴天時)}} \times 100$	70.3	85.1	71.2	80.0	最大に対する平均の割合で、施設の利用度を示す。数値が大きいほどよい。
	負荷率 (農集排)	$\frac{\text{一日平均処理水量(晴天時)}}{\text{一日最大処理水量(晴天時)}} \times 100$	86.6	88.7	90.7	60.7	

10. 浄化槽設置整備事業の沿革

昭和63年度	合併処理浄化槽設置整備事業を開始（特定財源：国庫補助金） 補助対象区域：米沢都市計画下水道区域を除く区域
平成 2年度	特定財源：県補助金加わる。
平成 3年度	生活排水対策重点地域指定
平成 8年度	補助対象区域：米沢都市計画下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域
平成13年度	浄化槽法改正により単独処理浄化槽の新設禁止
平成14年度	山形県事務処理の特例に関する条例により浄化槽設置届出の受理等の事務が県から 本市に移譲された。
平成18年度	補助対象区域：米沢都市計画下水道区域、米沢市下水道事業認可区域及び農業集落 排水事業実施区域を除く区域 特定財源：汚水交付金。県補助金は廃止
平成23年度	補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除 く区域 特定財源：循環交付金
平成24年度	合併処理浄化槽設置整備事業を環境生活課から下水道課に移管 浄化槽水環境保全推進事業を開始（特定財源：県補助金） 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除 く区域 補助対象：新たに地域集会施設を加える。
平成27年度	補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域の内、市長が特に必要と認める区域 加わる。 浄化槽水環境保全推進事業を廃止
平成28年度	浄化槽整備促進事業を開始（特定財源：県補助金） 補助対象区域：米沢市公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業実施区域を除 く区域
令和元年度	合併処理浄化槽設置整備事業を下水道課から業務課へ移管 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事を対象に配管工事分の補助を開始 （特定財源：循環交付金） 補助対象区域の拡大（米沢市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金）：米沢市公共 下水道事業計画区域の内、当分の間（7年以上）、下水道整備の見込みのない地域
令和 3年度	合併処理浄化槽設置整備事業を業務課から下水道課へ移管

補助状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合併処理浄化槽設置整備事業					
交付実績（円）	24,150,000	25,500,000	23,100,000	25,791,000	20,100,000
件 数	69	66	60	69	54
浄化槽整備促進事業					
交付実績（円）	2,520,000	2,761,000	2,721,000	2,351,000	2,440,000
件 数	17	17	16	14	14

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金額(上限)の推移

(単位：円)

年 度	5人槽	6・7人槽	8・10人槽
～平成9年度	330,000	480,000	830,000
平成10年度～17年度	375,000	438,000	555,000
平成18年度～22年度	330,000		
平成23年度～	350,000		

浄化槽整備促進事業費補助金額(上限)

(単位：円)

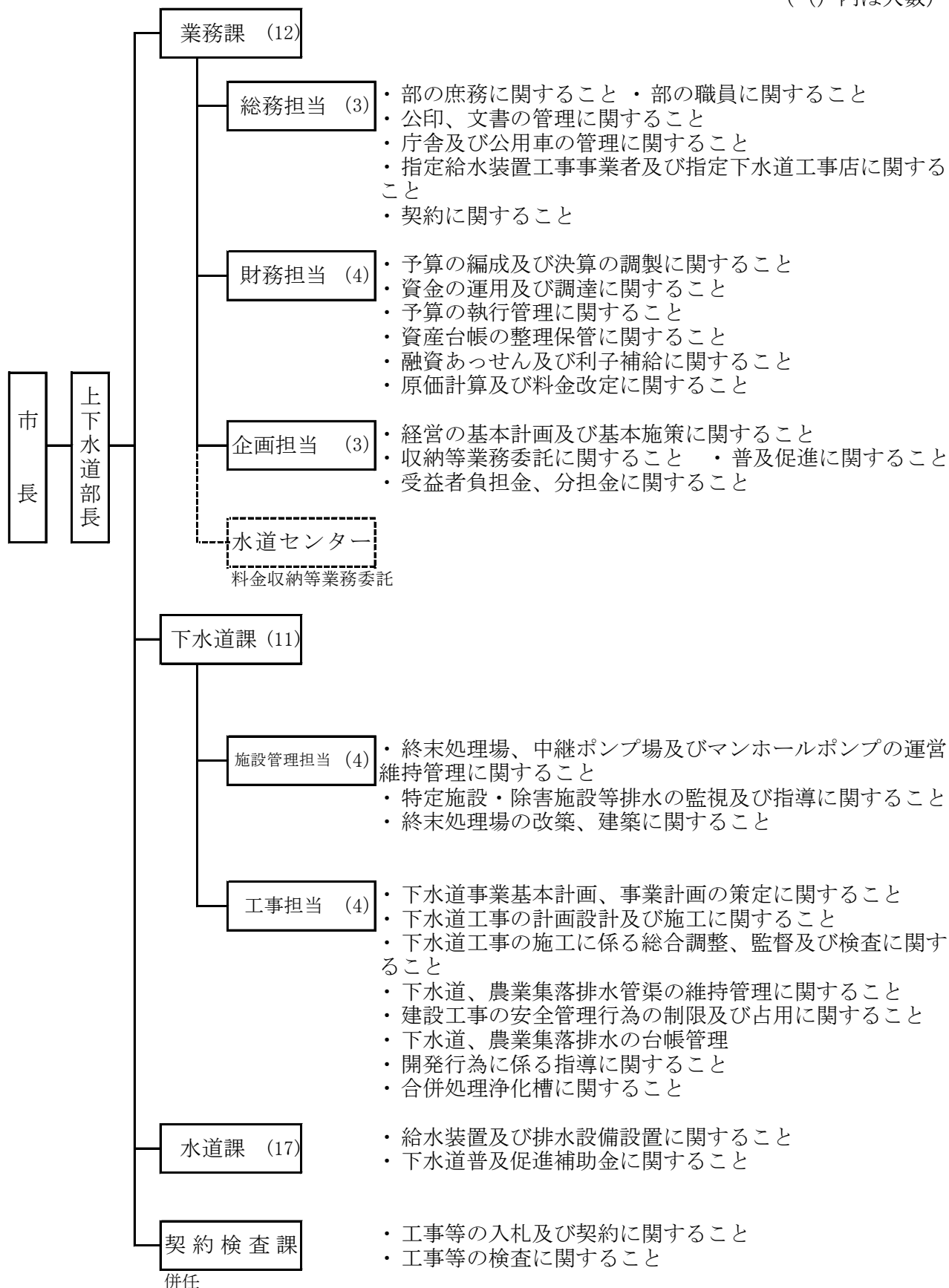
年 度	5人槽	6人槽以上
平成28年度～	160,000	200,000

※平成24～27年度に実施した浄化槽水環境保全推進事業も同じ。

11. 上下水道部組織と各担当の業務内容

組織図、職員配置状況及び各担当の業務内容(令和5年4月1日現在)

() 内は人数



令和5年度 **米沢市の下水道**

令和5年8月

米沢市上下水道部

〒992-0012 米沢市金池5丁目1番23号
T E L 0238-22-4511 F A X 0238-23-6177